

(第六部)

國第百十三回
參議院文教委員會會議錄第七號

昭和六十三年十一月十日(木曜日)

午前十時開會

委員の異動
十一月九日

出席者は左のとおり

委員長
理事

委员

(本日の会議に付した案件)

(○教育、文化及び学術に関する調査
(リクルートコスモス未公開株の譲渡問題と文部行政との関わりに関する件)

(三省堂英語教科書の書き換え問題に関する件)
(教育関係書籍の訪問販売に関する件)

(著作権制度の整備に関する件)

(スポーツにおけるアマチュアリズムの必要性に関する件)

(大学における東洋医学教育に関する件)

一つには、高石さんの行動が慎重さを欠いて、まことに遺憾であつたということは、どうもかばついているのではないか、リクルート問題に対しても厳しい態度がない、そういうふうに思います。それから、帝京大の八億円寄附の問題については、どのような調査をやってこれは問題がないといふように御報告をいただいたのか。その辺もよくわかりませんので、一応経過の御説明を文部省からこちらはいただきたいというふうに思います。

○政府委員(加戸守行君) 御質問の生涯学習振興財団は福岡県に設立されました福岡県教育委員会所管の財団でございまして、私どもが事情聴取をおいたしました範囲内におきます事柄としましては、七月六日に許可申請書が提出され、二日後の七月八日に設立の許可がされているということですございます。ただ、これは形式的な書類を完備し

○粕谷照美君 私も自分自身で調査をする時間がありませんでしたから、きょうのところは簡単な質問にいたしまして、後で自分自身で調査をいしましてから厳しく追及をしていきたいと思いますけれども、文部省の調査は、少し忙しいですか、衆議院、参議院と質問が相続しまして、ゆつくりと事情など聞いている暇もなかつたかもしれませんけれども、例えば私学振興財團というのはこれはこのトップは文部省から天下りといいますか、下がっていくわけのございましよう、役員のトップというのは。それから福岡県の教育長ですか、これは文部省からやっぱり下がつていっているんじゃないんですか。そういう意味で、どうも仲間同士助け合っているのではないんだろうが、こういう感じがしないわけでもありません。

○委員長(杉山令警君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨九日、本岡昭次君、田辺哲夫君及び勝木健司君が委員を辞任され、その補欠として、久保亘君、中村太郎君及び関幕彦君がそれぞれ選任されました。

てからの手続でございまして、事實上は六月中旬から事前に十分の設立相談があり、申請時には書類が完備していたということをございます。なお、この二日間が早いではないかという御質問もあつたわけでございますが、県の法人の許可に当たりましては事前の相談が通常行われておりますので、正式書類が提出されましてから許可されるまでの間には、過去の例としましても数日間での例も幾つもあるようでございます。

それから、資産につきましては、基本財産六億円、運用財産二億円が寄附されているわけでござ

けでありますけれども、この財団の役員名簿一覧表と、それから規約みたいなものもぜひ取り寄せていただきたいというふうに思います。

それから、私学振興財団の帝京大学に対する二十四億五千円というのは、これはもう機械的にいいますか、きちんとした計算基準があつて出されたものだというふうに考えますけれども、一応その計算基準をこちらの方にも知らせていただきたいたい。

八億円のお金を出すということがちょっとわからぬわけなんですが、八億円のお金運用で出せるというような私学の経営実態なんでしょうか。そういうことを考えますと、私学助成金などというのは、足りない足りないなんて言うことないんじゃないのか、こう考へるんですけども、私学というのは大変だから私学助成をやつているわけでしょう。月謝を見るべく上げないようにするためにも、教員の待遇をよくするためにも、出しているお金だというふうに思いますが、その点についてもぜひ私は文部省としての意見を聞きたい、こう思っています。

○政府委員(國分正明君) 私学振興財團から帝京
大学に対する補助金二十四億円余り出しているわけ
でございますが、この数字を算定します場合に
は、先生御案内のとおり、基本的には教員数ある
いは学生数というのが基本であるわけでございま
すが、それ以外にいわゆる傾斜配分という形で、
教育研究条件の計数を掛けてやるという、そういう

う仕組みになつております。その仕組み自体については御説明申し上げたいと思いますが、個別の教育研究条件がどうなつておつたかということになりますと、一般的に個々の大学のそれを明らかにしておりませんので、この辺はひとつ御理解賜りたいというふうに思うわけでございます。

○粕谷照美君　あわせまして、帝京短期大学が認可をされるに至りました大学設置審、それから私立大学審議会、これもきちんと出でているということで、まあ形式的にはちゃんと整っています、丈夫です、こういう御回答でございますけれども、私はもう一つ文部省に要求をしたいのは、帝京大学からそれをつくりたい、こういつて申請が出された、その申請を出されて許可がおりるまでの間の期間というのも、ひとつ資料として出していただきたい、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(國分正明君)　基本的な流れについてお出ししたいと思います。

○粕谷照美君　我が党の調査で、また現職の東大の教授が一人、リクルート株を購入したといふことで名前が挙がっているわけであります、国家公務員がこういう行為に当たることは、今までの文部大臣がおつしやつたように、軽率、慎重さを欠いてまことに残念だという御答弁だけで終わるものなんでしょうか。いかがでしようか。

○政府委員(加戸守行君)　お尋ねは、恐らくけさ報道されました東大教授の株譲渡の件ではないかと思いますが、以前同じように公文俊平教授についての問い合わせが別の委員会等でもございましたが、この井上氏の件に関しましては、国立大学の教官でございまして、職務とはかわりなく個人の資産運用の問題として購入されたというぐあいに私どもは理解をしているわけでございます。特に、この方は大学の学部が江副氏の先輩に当たられるようございまして、個人的な関係におけるものではないかと私どもは想像しております。

○粕谷照美君　それはわかるんですね、新聞に書いてありましたから。個人的なものでないだらう

かということはわかるんですけれども、いわゆるもう値上がりがちゃんと約束をされている株を取り得し、そしてそれを売ったのかどうなのか、それもはつきりしないんですけども、多分売られたんだと思うんですね。こういう行為そのものが最高裁判決とも絡まっているわけで、職務権限がどうだと、それとはちょっとこの井上教授は違うように思いますけれども、しかしそのことを承知でおやりになつたとすれば、これは問題があるんじゃないかな。生徒の上に立つて教えなければならぬ、しかも東大の先生なんですから、大変問題があるんじゃないかと思いますけれども、文部大臣いかがお考えですか。

○**國務大臣(中島源太郎君)** 今最後に話題なっております方につきましては、私もけさの報道で知り得たところでございまして、なお詳細につまびらかにしていない部分もあることは事実でございます。ただ、粕谷委員の御質問を伺つておりますと、一連のこととしてお聞きになつているというふうに思います。例えば前文部事務次官の問題、それからけさの報道の問題、あるいは個人名を挙げれば公文氏の場合、それから福岡の財団の問題、こういうものを含めてのお気持ちのように思ひます。

個々にはつまびらかにしておりませんので重複をいたすかもしませんが、前文部事務次官の問題につきまして、これは大変慎重さを欠いて残念だと申し上げております背景は、御当人から電話で聴取をいたし、また直接会つて聴取をせしめたわけでございます。これは奥さんが株の譲渡を受けられまして、そして御本人の名義で譲渡を受けた、御本人は十一月二日まで知らなかつた、こういう事実関係はございます。しかし私はそれで済まさるものではないであろう。そこで私は、それが御本人であれ奥さんであれ、やはり御本人が一高級官僚の現職にあつたときのことございまから、これは奥さんがなされたことで知らなかつたとおつしやつても、これは同様に大変慎重さを欠いたもので残念だ、こういうふうに申し上げ

たわけでございます。
また、その他の問題は、手続その他に遗漏はない
い」ということが事実関係でございますけれども、
一般的にこういう問題をくるめて、文教行政に対
して少しでも陰りを生むようなことがあっては大
変申しわけない。そういう点で私は、ただすべき
ところはたたず、聞くべきところは聞く、そして
つまびらかでないところはさらにつまびらかにし
てまいりまして、御説明できるところははつきり
御説明を申し上げたい、こういう態度でいるわけ
でございまして、最後の部分についてはつまびら
かな点がなくて申しわけないんですが、全体の感
想と取り組み姿勢については私はそのように考
えているところでございます。

ども、それはやっぱり私は正直じゃないと思いま
す。大臣もう一度、いかがですか。

○國務大臣(中島源太郎君)　お氣持ちはわかりま
す。ただ、私どもは事実関係を確認をいたし、そ
してはつきりと御説明できるように努めてまいり

たいと思ひます。

○國務大臣(中島源太郎君) 今までおつしゃつて
いろいろ、つまりらうが、徳文、こしまんこに
実関係はつきりしないから、私はそれはそれでよ
ろしい。リクルートに関してはまだ事実関係わから
らない部分あるんですか。例えばまだ四千株残っ
ていますという、その四千株が本当に残っている
のかどうなのか、そういう事実関係がわからない
というなら、まだ私はわかります。まだ高石前次
官からの報告で十分でないというふうにおとりに
なつていらっしゃるんですか。

ころはそのとおりであるうと思つております。そのとおりであるとすれば、奥さんの行為でござります。しかし私どもは、奥さんの行為だから御当人知らなかつたであろうということでは済まされない問題であろう、こう思うわけでござります。そこで、私の答えとしては、本人であれ夫人であれと、こういうことを申し上げておるわけでありまして、今まで聴取した点はそう思います。しかしきらにつまびらかでない点は、これからもただすべきところはただしてまいりたいと、こういうこともつけ加えまして、より正確に御説明できてようのようにいたしたい、このように考えておるとい

○柏谷照美君 私は、文部省はもう道德教育重視だなんということを指示できないと思いますね、そういう態度では。文部大臣、こういうことは、国会に現職當時に行つたことについて前事務次官が証人喚問を受けるなんというようなことは、これ大変なことですね。そういう意味できちんと、これはよくないことだということをおおしやつていただきかたつたということを申し上げます。

それで、どうも文部省関係にそういうことがあります
るんではないかというのもおかしいんですけれど
も、この間も、役人がどうして何千万円もするよ
うなゴルフ会員権を持っているんだろうかといふ
お話を自民党の先生から麹町の宿舎からバスで会

館に来るまでの間に話が出来ました。お役人でもゴルフ会員権ぐらい持つ方いらっしゃると思いますね。現場の小学校、中学校の先生でも、土地があ

員権を持つていらっしゃる方いますから、それはどうということないんですけども、前の諸澤文部事務次官も教科書協会の会長さんの稻垣さんから千葉県の有名なゴルフ場の会員権をもらつたということが新聞に随分大きく述べましたね。大体、文部事務次官が教科書協会の会長さんからゴルフ会員権を安く譲り受けるなんというようなこと、私たちは信じられませんですね。教科書無償だ無償で、國のお金で教科書会社へもつて来るらしいが、そ

ういうところのトップの方からゴルフ会員権をも
らったなんというようなことはもう不思議でたま
らない。とてもこういふことは許せないといふ
うに思つております。

でも、また考えてみますと、その当時でもありませんけれども、あれは昭和五十五年の政治資金の報告書が公表されたときに、これが公表されたのは五十六年の八月三日ですけれども、国民政治協会に、すらっと教科書協会の理事會の会社が十七社献金リストに並んでいるわけでですね。そして、七年間にわたって一億円を超えるお金が議員のところに渡っているわけですよ。大

体文教族を中心としましたから、文教族といふのは考へられるわけですけれどもね。Aランクが五十万円でBランクが三十万円です。税金が還流されたと考えられるそのお金は一体どこに行つたかといいまして、坂田道太、海部俊樹、内藤豊三郎、稻葉修、森喜朗、みんな文部大臣をやられた方々のところに流れていつているんですよ。文部大臣をやられない方は文教族の中の西岡、こういふふうに出ておりましてね。そんな政治家の

姿勢を見れば私は文部省の中が汚染されていくのではないのだろうか。したがって、本当に政治家の倫理というのは極めて大事にしていただきなければならない。

クリート問題を中心にして政治家の倫理を考える会をつくるうというような動きが出ているようでありますから、私たち自身の反省も込めまして、

この問題については文部省としてはきちんととした態度をとつていただきたいということを要望いたしますして、次の質問に移ります。

最初、三十八分間を教科書問題で思つておりますたけれども、リクルート問題にどうされましたので、教科用図書検定調査審議会の中間報告の分については次のチャンスに譲りたいと思います。それで、英語教科書の書きかえ事件についてお伺いいたします。

今まで定期試験が変わつてしまつて、今までが楽になつた

△月考定期制度が出来ましたして、検定が実行になりましたよ。簡素になりましたよ。簡素になりましたよ。こういうふうに言われますけれども、私たち、その検定は決して、簡素になつた、確かに若干簡素になつたかも知れない、しかしこれは非常に厳しい検定制度になつた、こう考えているわけですから、なぜ厳しい検定制度になつたかというと、今まで、調査官とやりとりをすることによって大体条件つき採用になつてくると教科書はもう採用されるような形になつっていましたね。それが今度は審議会の審査を念入りに行うことによつて公正な検定を行ふ、こういうふうに言われますけれども、審議会でだめと言わればもう次はなくなつてしまふん

じゃないだらうか、こういう心配があるわけあります。
不合格扱いにすると、いうのは、非常に教科書会社にとつても大変ですしお書きになつた方にしても大変な問題であります、この問題に絡まりまして、去る十月の初めに行われました検定バスの高校英語教科書の書きかえ事件について、その経緯と内容の問題等を簡単に御報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(古村澄一君) 三省堂の英語の教科書の件でござりますが、この教科書は来年の四月から高等学校の二年で使用する英語の教科書でござります。そして、これについては六十二年度におきます検定ということで検定を終了し、合格とい

うことで通知したわけですが、その後九月の二十九日でございますが、三省堂からその教科書の「戦争」、「ウオー」という教材について、

学習を進める上に支障があり、日々に訂正を要したいという申し出がございました。そういった相談がございましたので、文部省としても相談に棄りまして、じゃ次の教材の、返ってくる教材といふものを整えて正誤訂正を出してくるようについて、ここで御相談をいたしまして、十月三日に三省堂から新しい教材に差しかえられたものが出てまいりまして、これは正誤訂正の承認を得るという申請書が参りましたので、私たちとしては正誤訂正の承認を、こゝ、今度の教科書はそうち中身

正の音韻をいたし、今度の音韻書は、ヨーロッパにかわったということでござります。

○粕谷照美君　局長、三省堂の方から正誤訂正申しこれがあつたのでよろしいと、こういうふうになつたのだということですけれども、これは極めて異例のことでしよう。何でそんな検定に合格寸前の、ほとんど合格したと言つてよろしいその教科書の正誤訂正、しかも字句に誤りがあつたわけでも何でもない教科書の正誤訂正ということで、正誤訂正じゃない、もうまるつきりかえっているわけですからね、「ウオー」から「マイ・フェア・レディー」に。そのことをどういうふうに文部省としては受けとめていますか。

○政府委員(古村謹一君) この教科書、「ウオ」――
　　という内容につきましては、私たちもやはりある
　　程度中身として問題点があるというふうな認識を
　　持つておりました。ただ、いろいろな著者との間
　　でそのところについて十分なお互いにやりとりを
　　しながらやつしていくわけですが、ある程度
　　度のところで教材としていいということにいたし
　　たわけでござりますけれども、御承知のとおり外
　　の、外部からの批判もかなりございました。そうち

○粕谷照美君 これは文部省の地下水面上の交渉
いっただ点を教科書会社の方でご存じたくされて、
私はそういった差しかえということが入つたんだ
ろう。これは教科書会社側が申請をされたわけで、
すから、そっち側の考え方を私どもでそんたくす
るのは非常にちょっとやり過ぎだと思ひますけれど
ども、そういうことで急遽訂正をいたしたいと
いうことで申し出がありましたので受け付けたと
いうことでござります。

じやないのですか。外部からと言いますけれども、新聞を見ましたら、この件が公になつてから
の新聞や雑誌の報道を私も読みました。日本歴史
学者である皇學館大学前学長の田中卓教授の神社
新報に対する投稿、これを紙面で知つた自民党の
国家基本問題同志会、私たちこれ自民党の中の右
派、極右派だとこう思つておりますけれども、文
部省の古村局長を呼びつけ叱咤し、また中島文部
大臣にも、あなたの責任において具体的措置と
れと迫り、善処を訴えだと報ぜられている。これ
私、新聞のコピーも持つていますけれども、これ

○粕谷照美君 しかし、このことはお二人ともお認めになつたわけですから、それと関係ない、もう教科書会社の自主的な問題だと、こういうふうにおっしゃいますけれども、これはやっぱり私は特定政党の教育行政への不当な圧力である、教育基本法に反する問題だと、こう思ひますけれども、局長はどういうふうにお考えになつていますか。

○政府委員(古村謙一君) これは教科書会社がどういう判断でもつて正誤訂正を出したかといううえで、正誤訂正是関係ない時点であろうと、こう思つております。

りしないわけでございますが、私たちが当時の新聞を見てみると、教科書会社の責任者は、これについてどこからもそういういた変えろというふうな圧力はなかつた、なかつたけれども、我々の主旨的判断で正誤訂正を出したんだということをおっしゃっていらっしゃいますので、私たちは基本的に出てきたものというふうに思つております。
○粕谷照美君 しかし三省堂もいがんなる会社ですね、そういうことになりますと。ちゃんと文部省の調査官との著者との間で話し合いが済み、そして三省堂との話し合いも済んで、大体もう合格線になつていて、そういうときに一方で火の手が上がつた。そして古村局長が呼びつけられて叱咤された。文部大臣まで御注意を受けた。そういう記事を見てびっくりして出していつたんでしょうけれども。しかし文部省が毅然として、それは心配ないと、こういうふうに言つてくださいれば、私は三省堂はこんなことしなかつたと思うんです。文部大臣、いかがお考えですか。
○國務大臣(中島源太郎君) これは今も御答弁申し上げましたように、そういう御意見があつたことと、それから出版社からの正誤訂正とは直接関係ないと私どもは受け取つております。三省堂さんは九月二十九日でございますか、非常に向こうから、こちらからは何も申し上げない、その間に三省堂さんから正誤訂正が出されたというのが事実でございます。
○粕谷照美君 報道されているところによりますと、三省堂が正誤訂正のための書類を文部省に持ち込んだのが十月三日の午前十時だつていうんですね。それに対して文部省が承認だと、こう言つたのがその日の零時半、二時間半しかないわけでしょう。余りにも簡単過ぎませんか。文部省が大体一度検定パスを与えているわけでありますから、その正誤訂正の申請のは非について、本来ならばもつと時間をかけて慎重にいろいろな意見を出して私は許可すべき問題だと思ひますけれども、それは局長、どうでしようか。

○政府委員(古村澤君) 正式に書類として出されましたのは、確かにおつしやるとおり十月三日で、同じ日に承認をいたしたということでござりますが、先ほど申し上げましたように、九月二十九日に差しかえたいということで御相談がございました。そして新しい「マイ・フェア・レディー」という教材とこれとの差しかえであるというふうな御相談もございましたので、これにつきましては、私たちといたしましても、本来正誤訂正でありますれば検定審議会にお諮りすることは必要はないのではございますが、検定審議会の部会長との相談を行ひ、そして各委員の御了解も得てという手続を九月二十九日から十月三日までの間にしなった上で十月三日に承認をいたしたということござりますので、私たちとしては、形式的には三日、当受け付け、当日承認でございますが、内容的には十分審査をした上であるというふうに思つております。

○柏谷照美君 何か先ほどの帝京大学の、あるいは財団の審査、認定みたいな話ですね。さつき局長は新聞見てもそういうことないとおつしやっていますけれども、三省堂の教科書出版部は「この教材は、諸外国の人々との友好と、眞の國際理解を深めるねらいで、戦争のもつ避けがたい非人間性を指摘したものだが、意図通りに理解されないおそれがあることがわかつたので」、「こうこうこういうふうにした『外部からの圧力、干渉は一切ない』と、こういうふうに言つていらつしやるということを一つの根拠にしていらつしやるんでしきれども、しかし逆に、峯村勝といふんですか、英語教科書編集長は、「いつたい、あの文章のどこが問題なのでですか。戦争はいけないと、当たり前のことを書いてるだけでしょうが。現場の先生や生徒に使ってもらわないうちに漬されるなんて、実に無念」だと、こう述べていらつしやるわけでありますね。私はやっぱりこれは文部省の、あるいは圧力をかけてきた団体の非常に問題がある、それに屈したということはまことに残念なことである。そういう考え方で、鳴崎議衆議院議員、

金子みつ衆議院議員が文部大臣にお会いして、おれはもとどおりにしておきなさいといふ申し入れをしているわけであります。

しかし、考えてみますと、ことしの三月の新聞に、東京の私立正則高校の先生と生徒がシンガポールの中学校の教科書を翻訳して出版したことが報道されておりますね。そして、このことを知って本当に生徒たちはショックを受けているわけですね。日本軍がシンガポールでひどい行為をしたことがある紹介されていた。こういうことを自分たちは学校で習つてこなかつた。ところが、そういう教育を受けてきた人たちが見る日本人というものは全然別なんですね。今回のソウル・オリエンピックに行つても本当にそう思ひますね。韓国では大体日本の歌を日本語で歌つてはいけないとか、著作権交渉のときにも非常に問題が出ていて、いうのもそういう教科書問題とも絡まつてゐるわけでありまして、私は文部省の姿勢というものを強く要求をしていきたいと思います。

それで、教科書の問題というのは、何度も何度もこの文教委員会で問題がありましたね。外国からのあれがどうだのこうだのという。私はやっぱり真実を子供たちに教える、そのことを教科書の中に取り入れると言つたら、やっぱりそのことは文部省としては守つていただきたいと思うんです。例えば、西ドイツでアウシュвиツの問題を教科書の中に取り入れてある。そしてナチスがいかに残虐であったかということを子供たちにも教えておられる。そうして、我々はそういうことをもうしないようにということを教育の中でやつているというんです。それは現物を国会図書館から借りてきて、この委員会の中でも審議がありましたから十分御存じだと思いますけれども、この教科書問題が起きましたときに、私のところに近代中国出版社発行というので送られてきたんですね。文部省の姿勢大変悪いといふんで送られてきたんですねけれども、女性として何かもう見ていられない。スマラミコトの命令のままに行つた皇軍の殘虐行為、写真にもびつり載つてあるわけであります。

よ。私は載っているものをすぐそのまま教科書に
出しなさいとは言わないけれども、戦争というものはいかにどういうふうなことを相手の国に与
え、相手の国民に大きな理屈的なものを与えてい
くかという、こういうことを教育の中でしつかりと
教えていく任務があるうかというふうに思いま
す。そういう意味で、今回のこの英語教科書の書
きかえを安易に許可した文部省の姿勢というもの
を強く批判をしておきたいと思うわけであります
す。

それと同時に、この写真と一緒に十月一日に在日同胞の生活を考える会・オモニの会という代表の方々が私のところに参りまして、自分たちは七十万人日本にいる。そして、自分たちの子供もほとんど日本の学校に通っている。そういう中で私は、天皇裕仁の名のもとに國を奪われ、言葉を奪われ、民族の名前を奪われ、そして多くの人々が戦争に駆り出されて犠牲になりましたと、こういふことを言つてゐるわけで、そういうことを教えないから、学校の中で教えることをためらつてゐるから、私たちは本当にアジアの国々から批判をされる行為を恥ずかしげもなくやる人たちがとてゐているんじゃないのか、こういうことを考えてゐるところでござります。

さて、時間が経りますので、最後に中途半端な質問になりますが、最後にちょっと確認をおきたいんですけれども、今連絡が来て、高石前事務次官が文部省内のOB室を選択準備の部屋として使っていたと、こうテレビで報道されたというんですね。今、我が党の坂上議員が現場確認に文部省に行っている、こういううえですけれども、文部大臣、この件については御存じですか。御見解いかがですか。

○國務大臣(中島源太郎君) そういうOB室が設けられたということは承知をいたしておりますが、それが今御指摘のような個人の問題について使用されたということは全く承知しておりませ

しましては、実は私が官房長に就任しましてからその考え方を実施していただいたわけでございまが、從来からOBが文部省へ参りまして足をとめる場所あるいは御相談なさる場所等もございませんものですから、そういった要望がございまして、七月の中下旬であつたかと思いますが、五省内の関係者との会合あるいはお休みの場所等に御利用いただくという観点で準備させていただきました。

現在までOBの方で利用回数の多い方は十数回利用されている方もございますが、高石前次官は多分二、三回お立ち寄りになつた程度だと思つております。そういう意味で、御疑問のようなことは全くないと私ども考えております。

○柏谷照美君 終わります。

○仲川幸男君 通産から来ていただいておりますので、この問題から先にやりたいと思います。通産省の方、前へ出てください。

まず通産省の方へお尋ねをすることからと思ひます。まず、訪販法が成立をいたしました。そしてその後政省令を出しましたが、それによつて影響の起ころうとしてお尋ねをいたしたいと思います。時間が大変ございませんので一緒に尋ねをいたしております。

その中で、雑誌という品目が加えられたのは、立派するときにどういう考え方の中から雑誌といふものを加えいたいのか。私が言わんとするところをまず上げておかなければならぬと思いますが、通産省が考えるこの雑誌といふものと教育周辺にあります補助教材を含める雑誌といふものとの御認識があつたのかどうなのかということをまずここでお答えを願いたいと思います。

もう一つは、国会審議の中で、審議官は、五千円から一万元ぐらいは下限にすることが適当であると言つた。このあたりから、私の方の委員会

政令でその趣旨が変わるときには必ず何かのアプローチがあり、理解を求めながらやつておるわけあります。よその委員会でございますから、そのことは申し上げませんが、それはどういうことでも三千円ということに下限がなったのか。このことは、あなた方が今度入れられた雑誌という範囲内にある教育周辺のものについての一般、まあ今の教育周辺といえば一億総教育でありますから、その人たちが手に入れるために煩雑なものが起ることの最下限ということでありますから、大変重要な点になります。

前国会で訪問販売法の改正をお願いいたしましたが、実現をしていただいたところでございますけれども、この背景は幾つかございます。

一つは、現行法では商品の販売だけを訪問販売としまして規制の対象としておりましたけれども、最近のようなサービス産業が随分発達しまして、いろいろな形のサービスが訪問販売でも提供されるようになりました。こういったことを規制の対象に加える必要があつたということが第一点でございます。

政令でその趣旨が変わるべきには必ず何かのアプローチがあり、理解を求めるながらやつておるわけあります。よその委員会でござりますから、そのことは申し上げませんが、それはどういうことで三千円ということに下限がなつたのか。このことは、あなた方が今度入れられた雑誌という範囲内にある教育周辺のものについての一般、まあ今後の教育周辺といえば一億総教育でありますから、その人たちが手に入れるために煩雜なものが起こることの最下限ということでありますから、大変重要なことだと思いますので、お尋ねをいたしておきます。一応出してきていただきデータを見ますと、なるほど三千円から四千円のものに集中をしておることもまず思えますが、そのデータの中に雑誌というものは含まれておらないわけでございます。

前国会で訪問販売法の改正をお願いいたしましたが、実現をしていただいたところでございますけれども、この背景は幾つかござります。

一つは、現行法では商品の販売だけを訪問販売としまして規制の対象としておりましたけれども、最近のようなサービス産業が随分発達しまして、いろいろな形のサービスが訪問販売でも提供されるようになりました。こういったことを規制の対象に加える必要があつたということが第一点でございます。

もう一点は、訪問販売の手口が大変巧妙化、悪質化しまして、現行法では規制できないようなないとが随分起つてきましたわけでございます。その二つが、通常いわゆる住居を訪問しまして物を売りつけること以外に、例えば道路でつかまえましてアンケートを云々と言つて寄つてきてはお店に連れ込んで物を売るとか、あるいは電話等で全然違う理由で来訪を要請しまして、店に訪問させまして、そこでまた物を売り込むとかといったことが起つたものですから、このようなキャッチセールスとかスとか、いわゆるアポイントメントセールスなどといったことを今回の規制の対象にしようといふことが一点でございます。

もう一点が、やはり非常に悪質な行為、例えは契約を結ぶにつきまして非常に重要な判断根拠につきましてうそを言うとか、あるいはおどかすとかといったことが随分出てきたものでございますから、さらには長時間粘るとか、早朝深夜を襲うとかといったこともあったものでございますから、こういったものを禁止をしたり、ないしは不當行為としまして規制をして、場合によつては罰則をかけるということにいたしております。

さらに三つ目は、クリーニングオフと申しますと、その契約をしましたが、一定期間の間は、その消費者が冷静になつて考え方をして契約をやめたいといったような場合に無条件で解約できるようにしております。現行法では一週間の間、無条件で解約できますけれども、現行法では、そ

○政府委員(加戸守行君) OB室ということに聞

第六部 文教委員會會議錄第七號 昭和六十三年十一月十日【參議院】

○説明員（近藤 隆彦君）お答え申し上げます。

約おしまいということで引き取らなかつたわけでございます。そうしますと悪質な業者ははしやにむに現金を取つてしまつて、何とか理由をつけでは、場合によつては銀行に一緒に行きまして、その預金からお金をおろさせまして、その場で現金を、支払いを受けちやうということがあつたりしまして、大変悪質なことが出でたものでござりますから、原則としまして現金取引であつてもクーリングオフはできるということにしていただいたわけでございます。

このように今回の改正は、訪問販売の内容の変化と、さらには業者の訪問販売の手口の悪質化、巧妙化に対しまして有効な規制ができるようとにいたわけでございます。

このように今回の改正は、訪問販売の内容の変化と、さらには業者の訪問販売の手口の悪質化、巧妙化に対しまして有効な規制ができるようとにいたわけでございます。

このようないふうな状況でござります。

問題は教材の件でござりますけれども、雑誌に

つきましては、これは現行法でも商品の販売といはれども、通常健全な業務であれば当然交付されるような書面をプリントとしまして、それに例えれば消費者がクーリングオフができるといったよなことを若干追加していくだけという点でございますので、前提は通常の健全な商売であれば当然交付されるような、そういうふうな状況でござります。

問題は教材の件でござりますけれども、雑誌に

も随分出てきまして、そういうことで一件当たり数十万のオーダーで販売をしておつたということが随分都道府県のセンター等にもクレームとして出でたわけでございます。

そういうことから、現在家庭教師の派遣といつたものも含めまして、これから規制の対象としておるわけでございますけれども、從来から行っておりますような健全な教材の販売といいますものは、継続的な契約に基づきまして、毎月毎月それを従いまして一定の何千円だかの教材を定期的に配付をするというふうに伺つております。さることもないうふうに考えております。

三千円といふことにしましたのは、例えばドアの開閉の道具とか、ノブとか、そういった若干の建具、さらには門の名札とかいつたものにつきましても規制しないといかぬということでおきま

す。例えは書面の交付等につきましては、場合におきますと健全な事業者もその義務はかかりますけれども、通常健全な業務であれば当然交付されるような書面をプリントとしまして、それに例えれば消費者がクーリングオフができるといったよなことを若干追加していくだけという点でござりますので、前提は通常の健全な商売であれば当然交付されるような、そういうふうな状況でござります。

このようないふうな状況でござります。

問題は教材の件でござりますけれども、雑誌につきましては、これは現行法でも商品の販売といふことで対象となつておりますけれども、いろいろな雑誌とか、あるいは教材関係でも随分実はトラブルが発生しております、特に英語の関係は、これは随分昔からでございますけれども、最もトラブルの多い案件でございまして、現行法でも教材の販売ということは規制等はしておりましたけれども、最近は大分巧妙化しまして、単なる教材の販売ではなくて、家庭教師と一緒に派遣するとか、あるいは海外への実地の研修つきとか、さらにはスポーツ施設とかレジャー施設と一緒に利用できるといったような、いわば英会話サロン的なもの

じゃなくて、今私がお尋ねをしたときのようなものでお答え願います。

そもそも訪販法の今度の改正というのは、不法訪問販売、通信販売など消費者をそれから守る

ということが目的であつたことで、今あるお話をうものではございませんので、現行法でもさらには、継続的な契約に基づきまして、毎月毎月それを従いまして一定の何千円だかの教材を定期的に配付をするというふうに伺つております。

さることもないうふうに考えております。

三千円といふことにしましたのは、例えばドアの開閉の道具とか、ノブとか、そういった若干の建具、さらには門の名札とかいつたものにつきまして随分出でている例がございまして、そういうふうに考えております。

それは、それは万分为一であるう一部の人を規制するためには、その法律が現在まで正常に動いておる間に、何の不都合もなく大変便利な形でやつておつた者に対して、またそれを受けておつた者に對して、今後この法律で少しも変わることのないようにならないと、これでいろいろ善良な人たちまで手をくり足をくりしてはならないと思うのです。

ちょっと私は、文部省、これどなたがお答えにならぬのかわかりませんけれども、少し通産がこの法案を出すときに文部省周辺のこれにかかる話があるということで、三千円まで現金取引であつてもクーリングオフができるることにしたわけでござりますけれども、今申しましたように、教材も従来行われておりますような営業と、継続的な契約といいますものがベースでございますので、一回一回が数千円のものでありますても、それは問題は全然ないといふうに考えておるわけ

でございます。

このようないふうにこの法律を適正に運用しまして、むしろ訪問販売に対しましては、そもそも訪問販売といふことはございませんので、問題なく続

けたいと思っております。

○政府委員(齋藤謙淳君) 現在私ども承知しております教科書……

○仲川幸男君 もう長いこと要らない。約束をするかどうか。

○説明員(近藤隆彦君) 現在行われておりますような教材の販売につきましては、そもそも訪問販売といふことはございませんので、問題なく続

けたいと思っております。

○政府委員(齋藤謙淳君) 御質問の趣旨を踏まえまして、さらに通産省と協議を重ねていきたい、

うに今後ともさらに十分通産省と運用について調整を重ねていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○仲川幸男君 お話はわかりましたので、この件はこれで打ち切りたいと思いますが、お話を集約して一応ここで確認を御両省にいたしておきます。

それでは、現在まで善良に行われておること

については、私は法律を見て、あなた方は先般、五日ですか四日ですか、閣議にかけて政令を決めました。政令を見てみると、その法律はひとり歩きをするんではないかなといふ心配がありますから、ここであえて議事録に残るものとして確認をいたしておきたいと思います。現在まで善良な取引、これは受けける方もあります。出す方もありますが、善良な取引をしておることには、毫もその問題には足を踏み込まない、こういうことを約束しておいていただきたいと思います。

○説明員(近藤隆彦君) 現在私ども承知しております教科書……

○仲川幸男君 もう長いこと要らない。約束をするかどうか。

○説明員(近藤隆彦君) 現在行われておりますような教材の販売につきましては、そもそも訪問販売といふことはございませんので、問題なく続

けたいと思っております。

○仲川幸男君 それでは著作権の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(齋藤謙淳君) 御質問の趣旨を踏まえまして、さらに通産省と協議を重ねていきたい、

うに今後ともさらに十分通産省と運用について調整を重ねていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○仲川幸男君 お答へ大変丁寧だからありがたいのですが、レクチャーを受けるときのようなこと

なるのかわかりませんけれども、少し通産がこの法案を出すときに文部省周辺のこれにかかる話があるということで、雑誌その他のもの、教材といふものについて、雑誌その他のもの、教材といふものについての配慮が足らなかつたんではなかつたかな。これは次官会議もやつてのお話のようですが、その点について文部省どうお答えしますか。

○政府委員(齋藤謙淳君) 今、仲川先生御指摘いたしましたように、正常な取引がこのことによつていろいろ拘束されてしまうならない、そういう立場から私たちも通産とはいろいろ議論しておつたわけでございますが、三千円のその基準を決めるときには、今説明がありましたら、どうしてもほのかの商品でそういうのが多いのだという、こういうことがあつたりいたしまして、なお今、仲川先生から御指摘いたきましたが、この法令の運びについていろいろ議論しておつたところです。

文化の振興と著作権の問題をこの部屋においておられる人にちょうどちようど私が申し上げる必要はもうないと思いますから、前段は省きたいと思いますが、先般、部分的なものでござりますけれども、著作権の改正を行われまして、大変快くいたしておるところでございます。

まあそういう言いましても、一言何か言わなきゃならぬと思うんですが、やっぱり部分的なものかも

しれないんだけれども、私は、文化というものはたくさん人がつくり上げるものと、一人がつくり上げるものと二種類あるんではないかと思いますが、その一種類の一人がつくり上げるものどう保護するかということであろうと思うので、新しいすばらしい文化をつくり出そうと、それは文化的有形無形いろいろありますと、それは音楽であり演奏家であり、そして演劇であり、そういうものを社会に送り出すそのものについて、先般まとめましたものの後に附帯決議をつけております。

その附帯決議がたくさんついておるわけですが、それについて、一応附帯決議をどうしていただけるかということについてお尋ねをした方がいいんです、大臣、これ今の空氣からすると次の国会で、まあ著作権というのは、この間私たちが素直な言い方で言いますと四分の一ぐらいいいんです、大臣、これが空氣からすると、そういう感じ、これは仲川幸男の考え方ですが、まあ半分できたと言う人もあるであろうし、一割しかできていないと言ふ人もあるだろうが、もう海外の、外国との問題も含めまして、また著作権自体でなしに周辺の問題も含めまして、隣接権も含めまして何とかしなりやならないような状態になってしまっているので、ひとつできますことなれば、余り長い話をしたくないので、次の国会にひとつ整理をしておいていただくようお願いしたい。どうも文化庁、文部省の中の空氣もそういう空氣が流れておるので、ひとつできますことが、いかがでございましょうか、大臣。

○政府委員(横瀬庄次君)

それではまず私から、

ただいまの御質問に対する事務的な進捗状況について申し上げます。

ただいまの御質問は隣接権条約への加入問題でありますかと存じますが、これはことしの一月にもう既に著作権審議会の第一小委員会で審議経過が出ておりまして、ここで、我が国におけるレコード及び外国のレコード、及び放送についての利用について円滑な秩序が形成されることについて十

分に見通しが立てば、得られれば速やかにその隣接権条約に加入することが適当であるというよう御答申をいただいておるわけでございまして、この条件整備について幾つかあるわけでございますが、主なものは、国内の権利者団体と外国の権利者団体の間でいわゆる二次使用料を受ける権利を中心とした権利の行使の委任について、これをお互いに契約を進めること、それからこれらの団体と放送事業者との間に二次使用料の徴収のあり方についての見通しをつけること、この二つが主な点であろうと思います。

そこで、現在これはその内外の権利者団体との間の交渉とか、あるいは国内の権利者団体と放送事業者との間の交渉であるとかということで、現在の話し合いが進められるところでございまして、文化庁といたしましてはそれが早く行われるように、もちろん関係者がまず中心でございますので、その努力に期待するところでございますけれども、必要に応じまして、特にその放送事業者にとって影響が大きいと予想されます二次使用料のことにつきまして合理的な秩序が形成されるよう促進を図ってきたところでございます。

これからも図つていきたいところでございます。

そこで、この条約加入の時期というのは、条約加入に伴う法改正の時期というのは、これは今の条件整備についての進捗状況次第でございますので、しかとは申し上げられませんけれども、私どもとしては強い希望を持って次期通常国会に関係法案を提出するようにその見通しを早くつけてほしいということで現在進めているところでござります。

○仲川幸男君 努力の方向はよくわかりました

が、今お話をありました件は六項目の附帯決議の中の一項目だけのお話なんですよ。私が今お尋ねをしたのは、それができたら、今のお話を反対に聞きますと、放送局があつたりしている気兼

ねをしながらやつてているということもよくわかるんですけども、それではなかなかいつまでたつ

るといろありますから、それは今までなかなか

んだと思ってる家庭があるんだろうかと思うんで

か、言つて言つて言つて、もう一遍ぐらい言つて

ら、ひとつ勇気を持つてやつていただきたいと思うのです。

それは附帯決議をつけました一項目のもので、

あとの五項目の問題についてはどうかというお尋ねをする前に、今あなたのお話ですと、もうそれができない、できるように努力を次の国会までにしてみるという話ですけれども、私はその問題は一つの問題、それができようができないでもやらなければならぬ問題は著作権の問題にはたくさんあるわけです。言うまでもないことをおいおい

言わなければならぬようになるんですけど

ねをする前に、今あなたのお話ですと、もうそれ

ができるかどうか、まあやつていただきたいんだ

が、心配ですけれども、そのほかの問題も含めて

ひとつ御検討を願い、大臣にもお願ひをして、せ

ひ次の国会にはこの間のいろいろな問題の残つて

おる問題を処理していきたい。この場でございま

すから余り細かいことを申し上げられないと思

ますので、大臣にお願いをいたしておきたいと思

うんですが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(中島源太郎君) おつしやいますよう

に、著作権問題は、著作者の権利を保護すること

によりまして知的創造性を高める、そして文化

活動の基盤としてぜひ必要な部分であるというこ

とからいたしまして、後段におつしやいました教

育面でも、小中高で、まず小学校からも、他人の

権利を尊重するという思想から始まりまして、中

学校、高等学校でも教育を行つておるところでござ

ります。また、国会で御承認いただきました以外、

附帯決議いたしまして数項目の決議をいただい

ております。また、障害者の方々に対する御配慮

も新たにつけ加えていただきました。そういう点

も含めまして周辺整備も急ぎ、また次期国会に御

審議をいただきますものがありますれば、速やか

にこれを事務的に進めますように促進してまいり

たいと思っております。

○仲川幸男君 私が第二段でお尋ねをし文部省へ

お願いをいたしておきたいと思ったこととの大部

分、今大臣の御答弁の中にありました。

この前に、これはどの局長がお答えをいただい

たかわからないのですが、教育教材の問題、それ

にまつわるものの中の同類の問題について、著作

権という認識が十分できてないのではないか

か。というのは、準備室で先生たちが、それぞれ

の教材の中から五つ寄せて、あちこちコピーしな

がら一つのものをつくつて出している。それをす

ぐに三百枚でもつくつていて。それ一つも、當

前のことのように小中高やつておるわけなん

ですね。そのことをお尋ねをして、それは注意を促

すべきではないかということを私がお尋ねをしたら、局長から、それは各県の教育長会議ないしは担当者会議のときにお話ををして徹底をさしたいと、いう御答弁であつたと思うのですが、この問題についてだれか責任者からお答えをいただきたいと思ひます。

○仲川幸男君 重ねて申し上げたいと思うのです
が、子供たちの人の權利を認めるところの重要な
ふうにして各学校に対して指導を行つたかといふ
ふうな指導の実際についても今調査をいたしてお
ります。そういう点を通じて、今後もさらに強
く都道府県に対して御指導をしていきたいといふ
ふうに思つております。

道府県教育委員会の指導部課長会議におきまして
この点は強くその点についての注意を喚起いたし
たわけでございます。と同時に、都道府県の教育
長協議会におきましては、各都道府県はどういう
ふうにして各学校に対して指導を行つたかといふ
ふうな指導の実際についても今調査をいたしてお
ります。そういう点を通じて、今後もさらに強
く都道府県に対し御指導をしていきたいといふ
ふうに思つております。

て、先国会におきまして前任の初中局長西崎さん
からそういつたお答えをいたしたわけでございま
す。そこで、ことしの九月に行われました全国都

それでは次に、文化誘事件と思いまますので、第一回立劇場をいろいろ私も論じてまいりましたが、どのあたりまで進行して、どういう程度でありますか、お尋ねをいたします。

○政府委員(横瀬庄次君) 第二国立劇場につきましては、最初のきっかけから申し上げれば、二十一年來の関係者の強い宿願でございました。文化庁としても鋭意努力をしてきたところでございまして、具体的には、設置場所につきまして、これは東京都渋谷区の東京工業試験所の跡地に内定をさせていただいたのは五十五年でございます。それで、昭和六十一年と六十一年の二ヵ年度にわたりまして基本設計を実施いたしまして、現在は昭和六十四年の、来年の十月完了を目指しに実施設計を行つてあるところでございます。今後はこの実施

設計完了後直ちに建設工事に着手したいといふに考えておりまして、六十四年度の概算要求におきまして所要の経費を要求しているところでござります。私どもとしては、一日も早い開場に向けて最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

○仲川幸男君 きょう、私も知らなかつたのだけれども、賞勲局というのは局長が一人と課長が一人という、その課長さんがお見えをいただいておるようでございますので、この方にお話を聞いて早く帰つていただきたいと思っております。

私たち、大変この憮然とした政局、その他ともに憮然としたところで賞勲局から話を聞くとどう、優雅な話でござりますから、これが文教委員会でござりますが、それは、私は文化振興のために勲章の役割というのを大変重く見ております。そこでお尋ねをいたないので、というのは、これまでごとに初步なお尋ねで、大体賞勲局が持つておられる勲章というのは、勲章といいますか、勲章という言葉で總体をあらわすかどうかわかりませんが、どういうものがあるのでしょうか。この際に二回ひとつお教えを願いたいと思います。

○説明員(平野治生君) 私ども賞勲局で所管いたしております國の榮典の事務の内容にわたるわけですが、一つは、今先生から御指摘がございましたが、一つは、菊花章といいます。菊花章というものがござります。國家・公共のためにございましたが、そういうのから始まりまして、勲一等とか二等とか、先般十一月三日日の日にも秋の叙勲が行われたわけでございますが、そういう系統のいわゆる勲章というものがござります。國家・公共のためにございました。それからもう一つは褒章といいうのがございまして、これは、あるいろいろな事績につきまして非常に努力をされたということでございまして、例えは紫綬褒章といいうのがございまして、先般も新聞等で、例えは渥美清さんが紫綬褒章をもらわれたということが大きく報道されましたが、その道において極めてすぐれた功績があるという方々に出される褒章というもの、大

○仲川幸男君 私は、久方ぶりによくぞ言つてくれうに思つております。

が大変大きな役割をすると思うのですが、文化庁からお答えをいただいて大臣にもお話を承りました、こう思います。

ださつたと思うものが一つ、まあ一つでない、たくさんあるんですが、その一つに、先日、田村通産大臣が、閣議であつたんでしようか、これは閣

○政府委員横瀬庄次君　先生御指摘のとおりでございまして、芸術文化の振興のための施策の中の一つとして大きな位置を占めているものに、こ

議でしようか。閣議で勅章、叙勲は官尊民卑ではないかという御発言があつた。これはもう手をたたいて同感の意をあらわしたわけであります。私たちもその官の中のどこかへ入るんでしょうから論じておかなければならないと思うのです。

の功労のあつた者に対する表彰といいますか、顕彰と総括されると思いますが、という事項が非常に重要であるというふうに考えております。現在、文化庁関係で、文化の振興に寄与された方々に対する顕彰を行う制度いたしまして、先

が、大学の先生方、そこにも大学の大先生がおおでになりますけれども、大学の教授になると勲章が大体、また役人がやめると確かに年齢が来ると勲章になる、こういうようなことのようです。私も大変下積みで御努力しておる人も、またそ

ほどの賞勲局で担当されております一般的な賞勲局とかあるいは褒章のほかに、文化功労者の制度あるいはその中でも文化勲章の制度というものもございます。さらに、芸術上の功績顕著な芸術家を優遇するための栄誉機関といたしまして日本芸術院というのですがございまが、この日本芸術院の会員への任命、それからその芸術院が芸術作品等について授与いたしております日本芸術院賞あるい

それぞれ教育界で御努力しておる人の重さも違わないと思うので、そこらあたりに賞勲局の配慮がつてしがるべきではないか。まあ課長さんにこゝで申し上げても、なかなか大きな問題ですから、やはり田村通産大臣のような閣議でばんと打ち出すということは、大変私は意義深いものであると思うけれども、さりとて私たちはいろいろの問題点と関係があるということで、きょうお尋ねをしたわけであります。

は恩賜賞というような制度もございます。それから、芸術の各分野においてすぐれた業績を上げて、これを顕彰する制度といたしまして、芸術選奨文部大臣賞あるいは芸術選奨の文部大臣新人賞という制度もございます。それから、映画、放送、レコード等の各分野の芸術作品を制作した者に授与いたします芸術作品賞、あるいは芸術祭に参加された公演のうちで優秀なものに対します芸術祭賞、それから地域文化の振興に功劳のありました

ここのから向こうは、文部省が出しておられます、また文化庁の長官が出しておられますことに触れていますので、これでお帰りをいただいて結構なうござりますが、そういう声が文教委員会の中にもあります。それで、これがお伝えをしておいていただきたい、こういうことであなたに来ていただいたわけでもあります。

さて、それから文化庁にお尋ねをいたしたいと思います。私は、やはり先ほどの基本的なものとして、文化の振興の中にこの表彰というものが

地域文化功労者表彰というような制度もございまして、その他文化庁長官の表彰の制度もございまして、これら文部大臣表彰あるいは文化庁長官の表彰の制度をいろいろ強力的にきめ細かく運用することによりまして、先ほど御指摘の頤彰の運用をしているところでございます。

○國務大臣(中島源太郎君) 先生から大変有意義な御指摘をいただきまして感銘をいたしながら拝聴いたしております。

この勲章、褒章、いろいろの種類がござりますけれども、その中で特に下積みの方、この言い方

○國務大臣(中島源太郎君) 先生から大変有意義な御指摘をいただきまして感銘をいたしながら拝聴いたしております。

この熟章、褒章、いろいろの種類がございますけれども、その中で特に下積みの方、この言い方

がいいか悪いかわかりませんけれども、一つの芸術を生んでいく、一つの功績を上げていく中で、特に総合芸術、総合文化という部類におきましては、その中で表にはあらわれませんけれどもその方がいなければ一つの芸術作品が完成していかないという重要な部分を受け持つていらっしゃる方々が多いわけでございます。そういう方々に何とかその御功績、事績を表彰して差し上げたいと、いう気持ちは大変大切なことでございまして、今後、今文化庁次長からいろいろ申し上げましたいろいろな種類がござりますけれども、その点で仲川先生のおつしやいます方向をぜひあらわす方法をいろいろと知恵を出し合って、仲川先生の意義ある御発言をあらわせるようにつたしてまいりました、このように考えております。

○仲川幸男君 この二三曰 労働省の「名工」
　　という枠をとつてテレビが放送をしております。
　　けさは例のエンジン、74、日本航空、JALのエ
　　ンジンをやつている人がこのたび受賞して、その
　　テレビが順々に放送しておる「名工」ということで、
　　労働省のものなんですが、私はそれを見ていて
　　人の感激というのは、先ほど言いましたように、
　　大分偉い人がもらったものの感激とは全然違
　　った感激を持って、その人はもちろんそうなんで
　　すが、見ていてると思うんですよ、日本全国の人が、
　　このあたりに文化の振興の真骨頂があるのではないか
　　がな。文部省もちよつとPRが足らぬのは何
　　ないかと思うんですけども、まあ文化的な、私
　　は文化黙算までというお話ををしておるのではありません
　　ませんが、そのあたり文化庁長官賞あたりをもつ
　　と有効にひとつたくさん出していただいて、たくさん
　　出されたようですねけれども、勲章を出すときに

と思いますが、これはお答えは要りませんのでお願ひを申し上げておきたいと思います。
さて、もうこれからのお答えは大臣だけで、大臣、予算期がばつぱつ近づいてまいりております。私は、臨教審とも公的に、私的に何回か、ひとり相撲であつたかもしませんけれども、取り組みながら言つてきたことは、あなたたちが立派なことをたくさんたくさんお並べをいただくが、そのことは大蔵省から金をもらつてくるといふ裏づけがなければ、何ぼ立派なことを言われてもそれは絵にかいたもちになりますと会長にも石川さんにもそういうことを言つてしまひました。明けまして立派なものがたくさん、目をみはるようなものもありました。初任者研修もそれでありました。立派じゃないと言う人もありますけれどもそれはそれとして、その流れをくんでやつておるわけですが、そのときに一番心配いたしましたことは、大蔵省概念で言いますと、文部省にはこれだけの枠というものの枠がおおよそ頭の中で決まつておつて、そして新しく臨教審がふやしたものを全部はそれを文部省の枠の中からとろうとなしておりませんけれども、文部省も百億ふやすのなら三十億は現在文部省の枠の中でやるうよと、七十億を、これ大体反対のことの方が多いですが、そういうことで文部省との取り組みが以後続いておるわけであります。この間からちらちらと教科書無償についての問題が、有償にしてもいいのとではないかとまでは言わないが、検討をすべきときが来たのではないかと、どこからかそういうこととを言つております。これは私の杞憂かもしません。

て物申してくださいと、こう言つてきましたのでは、一番弱いところからとられる心配はないかな、こんなことを実は心配いたしております。それで、大蔵省絡めでございますから大臣も御答弁がしにくいと思ひますけれども、私は万全をも期して予算対策には今のようなことを十分踏まえながら、ひとつ總がかりでというのは、大臣、文部省だけではありません。与野党を通じて、結局文教族との名を持つておる連中で後援をしますので、ひとつ覚悟を決めていただきたいと思ひますが、いかがでございましょう。

○國務大臣(中島源太郎君) 文教予算全体につきましては、御存じのように大変厳しい状況でござります。本年度におきましても前年度比一・二%アップというあたりで限られておるわけでござります。

て物申してくださいと、こう言つてきましたのではありませんか、一番弱いところからとられる心配はないかな、こんなことを実は心配いたしております。

それで、大蔵省絡みでござりますから大臣も御答弁がしにくいくらい思いますけれども、私は万全を期して予算対策には今のようなことを十分踏まえながら、ひとつ総がかりでというのは、大臣、文部省だけではありません。与野党を通じて、結局文教族との名を持つておる連中で後援をしますので、ひとつ覚悟を決めていただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

○國務大臣(中島源太郎君) 文教予算全体につきましては、御存じのように大変厳しい状況でござります。本年度におきましても前年度比一・二%アップというあたりで限られておるわけでござります。

本心を申せとおつしやられれば、私はこの文教予算そのものが枠外に置かれて、そして教育改革をつづがなく進めたいというのが本心でござりますけれども、現在の財政状況の中でシーリングが厳しくなったために、それが我が文部省だけがえんじないといふわけにもなりません。ただそういう中で、個々に出される問題につきましては全力を挙げまして文教行政の推進のために努力をしてまいりたいと思っております。その一つに今申されました義務教育の教科書無償給与制度でござりますけれども、これは申上げるまでもなく憲法第二十六条に掲げる義務教育の精神を具現するものでございまして、私どもはこれは財政問題とは別といたしまして断固として守つていかなければいかぬ問題である、このように考えて努力をいたしてまいるつもりでござります。

刀を出してやる大蔵省のやり方というのは実は既に据えかねているんですよ。ひとつ覚悟を決めて、また文教関係者を挙げてひとつ守らなければならぬと思います。

それで、大分時間も終わりになりかけましたので、ここでひとつ大臣、高石前次官の問題に、私たち自由民主党であろうとも、私たちは長い文教問題に關係をしております友人であろうとも、言う上だけのお話はしておかなければならない、申し上げるだけのことは申し上げておかなければならぬと思うわけであります。

いろいろ各党の皆さん方からもお話をございましました。もう十分御認識をいただいておるると思いますけれども、私のことを申し上げておきたいと申すのですが、私は文教においてますことを大変誇りに思

刀を出してやる大蔵省のやり方とというのは実に据えかねているんですよ。ひとつ覚悟を決めてやつていただきたいと思いますので、省を華撃して、また文教関係者を挙げてひとつ守らなければならぬと思います。

それで、大分時間も終わりになりかけましたので、ここでひとつ大臣・高石前次官の問題に、私たち自由民主党であろうとも、私たちは長い文部省に關係をしております友人であろうとも、言うだけのお話はしておかなければならぬ、申し上げるだけのことは申し上げておかなければならぬと思うわけであります。

いろいろ各党の皆さん方からもお話をございました。もう十分御認識をいただいておると思いますけれども、私のことを申し上げておきたいと申すのですが、私は文教においても大変誇らしきですが、私は文教においても大変誇らしく思っております。そのものの一つは、地方へ帰らざりましても東京におりましても清潔だということがその文教におけるものの一つであります。これは恐らく私だけではない、皆さんがそう思つておるんではないでしょうか。もう一つは、文教の人たちは、あの人たちは悪いことをしないんだと思つておるわけですね。うちでは言つていただいているわけでもあります。

その意味において、奥さんであろうとも、奥さんですからね。法的には私はこれはそれを手当でがしてあるから、私はこの問題で法的にどうということは知りません。知りませんし、どうでなかろうと思つておりますが、私たち文部省も含めまして大変不名誉なことが起きたといふだけは大臣十分御認識をいただいておるんだと思います。されば本人がどういう態度をしま

たくさん出しますと、粗製乱造的になつてありますから、たみが薄いのではないのかと、こうおっしゃったことがあります。ですが、日本じゅう広くございますから、東京で千出したようでありましても私たちの市には五つか七つかしかありませんので、大きな市でも十二あるということですから、余りたくさん出して粗製乱造になつてありがたみが薄くなる

そこで大臣、やはりこの問題は、ポスト臨教審もつくるれるそうですが、私は、これをつくるといつたときに、これは事務局は大蔵省へ持つてもらつてくださいよと、こう言つた。文部省の中に置いておいてもらつたのはポスト臨教審にはなりませんよ、ポスト臨教審が物申すのなら大蔵省で予算ももらつてくるという裏づけがあつ

○仲川幸男君 私が予想をしておった御答弁よりも大変力強い御答弁をいただいて氣を強くしたわけですが、この問題は長い間いろいろの変遷を経て今まで來ました。というのは、必ずしも今までに問題がなかつたわけでは教科書の問題もありませんで、非常に文部省が強く要求をしなければならない予算ができるたびに、ちらちらとこの機

ければならないといふことも必然的に識者であつてからわかるはずであります。私は、皆さんが割合御無理なことを言うておないうのは、それを調べたかと、こういうおなります。全部次官当時に後輩であつて、そぞ下に仕えておる今の幹部に、本人を呼んでお調なさいだの言つて、そんなことは世の中ではな

なか通じないんですよ。お見舞いを言うぐらいのことになるんですよ。いや、それはボストがかわつておるんで、官房長も次官もそれをおいでになるから、ボストではきちんと襟を正し、背を伸ばして物を言うでしょうけれども、なかなか弱々しい話なんですよ。そこは大臣がきちんと仕切りをつけなきゃならない。このことは私はきょう特に大臣に申し上げておきたいと思うわけあります。

法的な問題は別です。法的な問題を申し上げておるのではありません。ありませんが、御本人がこのことが文教一族に大変御心配をかけて申しわけないことでございましたと言うことだけは、これは呼ぶのではないですよ。本人さんが出てきてから起つたこと、奥さんで本当に知らなかつたかもしれない。私も知らなかつたかもしれないといふのにはいろいろ問題もあると思ひますけれども、そういう表現でありますから、知らなかつたかもしれないということも、そのことも大変大きな形で了解したとしても、今の本人の姿勢をきちんと正すべきであり、そして本人から事情を聴取するのは私は文部省の役人ではない、それは大臣がみずから自分のもとでやるべきだと、こう思つております。まあいろいろ九州の問題もあります。私は今度のことをまだわかりませんけれども、総合して私が国会へ出てくるまで、出てきながらの文部省という知る人々の中できれども、大きなショックを受けたことはありません。あえて申し上げておきたいと思います。

御答弁がございましたら御答弁をいただいて、

私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(中島源太郎君) 仲川委員から、御自身のあるいは文部省としての代表してといふ氣込みで率直な御意見をいただきまして、ありがたく受けとめさせていただきます。

事実関係は事実関係で聽取をいたしますが、私

が一番残念に思つておりますのは、先生方からおつしやつていただいておりますように現在文教行政を誠心誠意特に進めていくべき教育改革の重要な第一歩を今与野党挙げまして御熱意ある御審議をいただいておるところでございます。また、常々一億総国民が教育に関しましては何よりも高い関心を持っていただいて、そしてまさに今生涯学習ということで、生涯をかけて何歳の方でもさ

一環で、また次代を担います青少年をいかにたくましく心豊かに育てていこうかという時期に当たりまして、その文部省の重要な一角にあります者が、その事実関係はどうであれ、私は国民の目から見て大変文教行政の信頼を損ねたということは残念という言葉では言いあらわせないほどの無念さを持つております。この点は正すべきところは十分正してまいりたい。そして文教行政の信頼を損なうことないよう一層心して高めてまいりました。このように考えております。

○仲川幸男君 ありがとうございました。終わります。

○高木健太郎君 先ほど仲川委員がお話なさいましたように、文化庁なり文部省から、隠れた文化労働者に、文化に尽くした人に對して出し惜しみをするなど、私もそれに賛成でございますので、気持ちは茅先生が言われたと想うんですけれども、これは照れ隠しでそう言られたのか、本当に青少年がそんな気持ちなのか、あるいはそういうことを言うことによつて青少年の気持ちがかえつて私悪くなるのじゃないかと、こう思ふんですけども、文部大臣はこれに対してもどのようにお考へでござりますか、御意見がありましたらお聞きしたいと思います。

○國務大臣(中島源太郎君) まず、お答えする前に、茅先生お亡くなりになりました、立派な物理学者であり、教育者であり、また文部省の顧問をしていただいた方がござりますので、改めて御冥福をお祈り申し上げる次第でござります。

その小さな親切運動、これが少なくとも自分の周辺から、そして社会へ、そして国際的な交流へと高まつていくその原点であるということには大きな意義があると思つております。恐らくそういう小さな親切運動、その原点から広まるとの輪

のはどうも私は納得いかない。豊かな教育といふのは何かそういうところから始まるのぢやないかなどいうふうな気がいたしますので、そういう意味でも今の仲川委員の御提案を私サポートいたいと思っております。

昨日でしたか、一昨日の朝、元東大総長の茅誠司氏が亡くなられました。文化勳章をもらわれた立派な人であることは御存じのとおりでございま

すが、あの方が総長のときでしたと思ひますが、小さな親切ということを運動を起されたと思うんです。そのころ一時非常に新聞でも取り上げられ、一般的の国民も大変それによつて気持ちが洗われたよなことがあつたと思うんです。最近どこから起つてたか知りませんけれども、私の耳に入った言葉に小さな親切大きなお世話をいと、このように考えております。

○仲川幸男君 ありがとうございます。まさに現代の青少年を風刺するかのようなそういう言葉がたくさんあるわけなんですが、まじめに考えて、小さな親切から掘り起こしていけば世の中もう少し明るく豊かになるのじゃないかというお氣持ちで茅先生が言われたと想うんですけれども、これは照れ隠しでそう言られたのか、本当に青少年がそんな気持ちなのか、あるいはそういうことを言うことによつて青少年の気持ちがかえつて私悪くなるのじゃないかと、こう思ふんですけども、文部大臣はこれに対してもどのようにお考へでござりますか、御意見がありましたらお聞きしたいと思います。

○國務大臣(中島源太郎君) まず、お答えする前に、茅先生お亡くなりになりました、立派な物理学者であり、教育者であり、また文部省の顧問をしていただいた方がござりますので、改めて御冥福をお祈り申し上げる次第でござります。

○政府委員(横瀬庄次君) 藤ノ木古墳は、奈良県の法隆寺のござります斑鳩町に所在する六世紀の終末期の古墳でござります。これは昭和六十三年の五月から七月にかけまして石棺内部の遺物の状況についての予備調査を奈良県の教育委員会が実施をいたしまして、これが未盗掘のものであると

うふうに解釈をしております。残念ながら、今おつしやつた小さな親切大きなお世話をいう言葉を私は日常語として聞いておりませんものでしたから、その解釈についてはちょっと御遠慮下さいただきたいと思います。

○高木健太郎君 ほかにもいろいろあります。笑つていいものやら、あるいは真剣に考えるべき問題やら、だれが言い出したのやらわかりませんけれども、人がはじめて考えたことを、そういう茶化したもののが新聞にも出てくる、雑誌にも出でくるということになると非常に残念に思うんです。

それはそれとしまして、最近藤ノ木古墳の発掘の状況がテレビやら新聞なんかで報道されております。前には高松古墳が発掘されまして、きれいな壁画が出てきて、當時非常に感激を私は受けたわけでござります。これは日本の文化の発生あるいは韓国その他の国々との文化の交流ということを示唆しております。私たちも祖先のことを知り、また自分たちの郷土というものを知る上において非常に私は関心を持つてゐるわけでござります。この発掘に努力をささげられましたいろいろな方がおられます。ボランティアの方もおられるんじやないかと思いますが、文部省としてはこれで、このことに対する助成あるいは研究費あるいは人件費等を使っておられるんじやうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 藤ノ木古墳は、奈良県の法隆寺のござります斑鳩町に所在する六世紀の終末期の古墳でござります。これは昭和六十三年の五月から七月にかけまして石棺内部の遺物の状況についての予備調査を奈良県の教育委員会が実施をいたしまして、これが未盗掘のものであると

いうことで大変騒がれたわけでございます。先生おつしやいますように、これは大変に重要な我が国の歴史上、また重要な時期における文化財であるというふうに認識をしておりまして、これに対してはできるだけの助成をしたいというふうに考えておりますが、具体的にはこの最初にやりました六十三年五月から七月にかけての予備調査の際に国庫補助、これは補助率二分の一でございますが、二百五十万円を交付いたしまして、これは奈良県の教育委員会に対して交付をいたしまして実施をしていただいているところでございますが、さらには現在この古墳につきましては、十月の初めから中をあけまして、その一つ一つを取り出して整理をしているというところでございます。それに対する経費につきまして地元からいろいろ御要望がございまして、現在のところ七百五十万円の追加支出を考えているところでございます。これは全体になりますと、したかいまして一千円の補助金を出すということになろうかと思います。

○高木健太郎君 ゼひ十分な手当をしていただきたい。またと我々の手に入るものではないとい

うことでござりますから、私強く要望をしておきたいと思います。

次は、スポーツとアマチュアリズムのことをお

聞きしたいと思います。古代オリンピックの初期には、優勝の栄誉といふものには野性的のオリ

ープの小枝を頭にかぶせただけであったわけですけれども、次第に大きな報酬や特権というようなものが与えられるようになりますと、プロ化をしていったわけです。八百長や買収も横行するようになりました。オリンピックは堕落して衰退し、や

がて廃止されるに至ったと聞いております。古代オリンピックというのは、大体いつごろ始まつて、廃止されたのはいつごろでしょうか、そして私が申し上げたような理由で廃止になつたのでしょか、その点をまずお伺いいたします。

○政府委員(坂元弘直君) 古代オリンピックの起

源は、紀元前七百七十六年ギリシャで始まつたものでございます。古代オリンピック当時のギリシ

ヤは幾つもの都市国家を形成しておりましたが、

オリンポスの山に住むゼウスを始めとする十二の神を信仰し、崇拜する神々のための神殿を建立

し、五穀豊饒、無病無災を祈り、穀物や家畜のほ

かに詩やスポーツをささげていたわけでございま

す。中でもゼウスの神をあがめるオリンピアで

は、四年に一回、今先生が御指摘になりました盛

大な祭典を開いており、スポーツの競技を開いて

いたのが古代オリンピックの実情であったよう

ございます。勝利者には、先生御指摘のオリーブ

の冠だけを与えておつたようございます。

この古代オリンピックは、やがてローマのギリ

シャ征服によって衰えていったものであります

が、先生御指摘のようにローマのギリシャ征服

によつて衰えていったのが直接的な廃止の理由で

あります。その後、その前に、大会に参加する競技者た

ちも初めの大会の精神を忘れまして、今先生が御

えていきたいといふうに考へているところでござります。

○高木健太郎君 ゼひ十分な手当をしていただきたい。またと我々の手に入るものではないとい

うことでござりますから、私強く要望をしておきたいと思います。

次は、スポーツとアマチュアリズムのことをお

聞きしたいと思います。古代オリンピックの初期には、優勝の栄誉といふものには野性的のオリ

ープの小枝を頭にかぶせただけであったわけですけれども、次第に大きな報酬や特権というような

ものが与えられるようになりますと、プロ化をしていったわけです。八百長や買収も横行するようになりました。オリンピックは堕落して衰退し、や

がて廃止されるに至つたと聞いております。古代オリンピック精神がそのまま残る一方で、近代オリンピックが生じた結果、競技者たちは名前を売つたり、競技によって生活するようになります。つまり、競技によって生活するような状況にもなつたといふことなどもかみ合つておられますか。

○政府委員(坂元弘直君) 結局アマチュアリズム

というのは必ずしもその概念が明確じゃございま

せんが、端的に申し上げますと、スポーツで何ら

かの報酬を得ない、それからスポーツによって生

活、生計を立てない、まあ端的に言うとこの二つ

に尽きるんじゃないかと思ひますが、ところが一

方で、近代オリンピックがずっと開かれ、その

一九七四年の、特にオリンピック憲章が改正され

るまでの間におきましたが、御承知のとおり東欧

圏ではステートアマの問題が起きておりまして、

スポーツだけで生活をしておる、あるいはスポー

ツでオリンピックで金メダル等を取ると年金をも

らえるというようなことは、一体アマチュアなん

であらうかといふうなことが西欧圏の方から問

題が提起されてまいりまして、それならばいつそ

のこと、もう少しスポーツを、アマチュアにせよ

プロにせよ、人間の肉体の限界に挑戦するとい

う意味ではスポーツとして変わりはないんではない

か。それならば、四年に一回の世界の競技者を集めて行うオリンピックにおいて、西欧圏のプロの

選手にも道を開いてもらいたいのではないかというよ

うな考え方も一部に強く出てまいりまして、七四

年に憲章を変えたというふうに私ども承知いたし

ております。

ただ、七四年の段階で変えた憲章ですと、まだ

オリンピック、例えば七四年のその二十六条でこ

と長であるブランデーリーのオーストリーカー

ール・シユランツ選手を、彼はアマチュアでない、

言われるぐらい商業主義の侵入に厳然たる態度で

臨んでおりました。一九七二年に札幌のオリンピ

ックで、アルペンスキーのオーストリーカー

ーの選手を、彼はアマチュアでない、

走る広告塔であるということを評して参加を拒否

したということは御存じのとおりでございます。

ブランデーリーを継いだキラニン会長は、現実路

線に転換をしまして、一九七四年にオリンピック

憲章を改定いたしまして、世界のアマチュアを結

集するオリンピックというものが、世界のアスリ

ートを結集するオリンピックというふうに憲章が

変わつたと聞いております。オリンピックの目的

も、アマチュアスポーツの振興ということからス

ポーツ振興ということに変わつたということであ

ります。この改定の主な理由はどのようにとらえ

ておられますか。

○政府委員(坂元弘直君) どうもありがとうございます。

この改定の主な理由は、やはりその細則でございますが、いずれの

競技かを問わず、プロ選手またはプロコーチとし

て登録されてきた者はだめだというような規定に

までは受けたことはあってはならない」。それか

ら、あるいはその細則でございますが、いずれの

競技かを問わず、プロが参加することは難しいと

連して、いかなる金銭的報酬も物質的恩恵もこれ

の資格が決まつておるわけですから、それが

まるで受けたことはあってはならない」。それから

連して、いかなる金銭的報酬も物質的恩恵もこれ

の資格が決まつておるわけですから、それが

それからサッカーで申し上げますと、歐州と南米のワールドカップ出場選手を除くすべてのプロは参加してよろしいということ。言いかえれば、端的に申し上げますと、マラドーナは参加はいけないけれども、かつて西ドイツでプロをやっておりました、日本の今古河鉱業に属しております奥寺ならば参加してもよろしいというような決め方。それから馬術につきましては、いわゆる歐洲に多いプロライダーについても、国際馬術連盟の承認があれば原則的に参加は可能だというようなこと。

それからテニスはおきましては、すべてのプロの参加が可能というふうに決められたわけでござります。ただし、五輪の期間中にこれらプロの選手が参加しておって、その本来のプロ的活動は禁止する。言いかえれば、五輪参加中にたまたまプロのテニスの競技スポーツがあつて、きょうは五輪に、あしたはプロのテニス競技などというような参加の仕方はだめだというような条件はついておりませんけれども、まあ大体そんなようなことで、オリンピックが具体的に始まる前の年ぐらいに、プロの参加について IOC の理事会でこういうようなことが決められて今日まで来ておるわけですが

早晚、IOC憲章の二十六条そのものも改正されていくのではないか、そういう方向にあるんではないかというように私ども予想しているところでございます。

○高木健太郎君 今お話しになつたように、サマランチ会長になつてから随分はつきりアマチュアリズムが壊れつつあるというようにも思うわけであります。これに対してもIOCの内部にもかなり私は反対はあつたと思うんですけども、私が聞きたかったのは、こういうようにオリンピックという、いわゆるアマチュア精神をとどとんでも発生してきたオリンピックが、それをそのまま精神がどこか飛んでしまって、そしてこれが一種の生活保障とか、あるいはそれによる利潤獲得であるとか、そういうふうに流れていつてゐるということを私非常に

困つたことであると。これがやがては日本の国内のいろいろなスポーツにも響いてくるだろう。

いろいろのこのごろ批判も日本の国内のスポーツについてもあるわけなんですねけれども、これに對して日本はぜひ私はアマチュアリズムというものを守つていただきたい。プロはプロとして、アマチュアリズムを守つていただきたい。例えば高等学校や大学のスポーツがござりますけれども、そういう本来の業界といつものがやっぱり主体であつて、それと完全に両立するようにしてもらいたい。それを何かスポーツの選手は一種の職業であるかのごとくそれを取り扱い、それに対してもわゆる利潤が絡んでくるということは全体としてスポーツの墮落ということにつながっていくのではないか、こう思うのです。

またドーピングというのは勝と少しと思えなか
はいろいろな事ができると思います。現在は何種
類かの検査方法によってほとんど全部が検出でき
ると言っていますけれども、その網を逃れる製剤
はつくろうと思えばまだできるわけとして、これ

はイチゴっこである。それならば見つからぬ
ようなドーピングを使って勝てばいい、賞金をも
らえばいいというようなことになつてくる。いわ
ゆるスポーツは金もうけの手段になつてくる、感

動的なスポーツはもう全く見られない、金で汚染されたスポーツになるんだということに私はなると思うんですけれども、文部省としてはこういうものに対してどのような対策をおとりになるか、

あるいは文部大臣はスポーツが利潤化していく金もうけの手段になるということについてどのようにお考えか、ちょっと御感想を伺つておきたい

○國務大臣(中島源太郎君) 具体の方法がお尋ね
であれば、政府委員からお答えさせますが、私は現
在までのところを振り返つてみまして、アマチュ
アリズムというものが我が国のスポーツを振興さ
せてきた、その大きな意義があつたということは
もう事実であろうと思うわけであります。したが
つて、スポーツ振興の根本に今後ともやはりアマ

チュアリズムといふものは置いていくべきである
うと私自身は考えております。

ただ、そういう方々を育てる環境というのをやはりござります。コーチの方々の環境、あるいはまたオリンピックでもコーチの方々が練習場を探し探して朝早くから御苦労なさっている、これでいいのかという点もございまして、コーチの方々は一方で社会人でもあり、その社会人としての時間を割いて後進の指導に当たられるという場合には、やはりそれなりの報償というものが必要であろうと思いますので、そういう点を加味いた

しながら、根本的にはアマチュアリズムを崩しませんよ。ただ周辺整備その他の問題では世界の動向、あるいはどうあればいいかということを中心して検討していく段階に来ておるというふうに考

○高木健太郎君　国内のスポーツ、特に学生スポーツがそういうものに汚染されないように十分私は注意をしていただきたいと思います。それで、オリンピックがそだから国内でもそういうことに

なりやすい。次第にそれが広がっていくというところを私は心配するからでございます。

最近、金もうけに絡む犯罪やスキヤンダル、あるいは不祥事が続発しております、私は異様な

世相であるというふうに思っております。敗テクニクに狂奔し、経済人としてのモラルも喪失したように思えるのであります。ちょうどオリンピックでベン・ジョンソンがドーピングをやってまで金を

もうけようとしたのは、それはアマチュアリズムの崩壊の氷山の一角であるというふうに思います
が、今回のリクルートもまた経済界モラルの崩壊の氷山の一角にすぎないというふうに思うわけで

あります。既成のリーダーが少しずつ倫理観が薄れていいてゐる、そのため若く新進の事業家が暴走した結果が今度のリクルートではないかと、こう思ひます。法に触なければ何をやつてもよろしいといふ風潮が広くびまんしていくおそれがないかということです。これに対する歯どめというのは教育しかないんだろう、こう思ふん

非常に重要な、こう思つております。

高石元次官は、在任中に富に處する教育というものが持論でありまして、物質的な豊かさの中で耐えることのできない子供が増加したことと現代の教育の諸問題がある、こういうことを言っておられますし、教育課程審議会の答申にも、豊かな心を持ち、たくましく生きることのできる人間の形成とか、みずから意思で社会的規範を守る態度を育てる、こう言っておられましたけれども、こういう風潮が広まつてそれをそう気にとがめない

という。そこにおぼれてしまふた汚染の中におぼれてしまったたといふことが非常に大きな原因でないか。こうなりますと、文部省全体にそういう風潮がありはしないかといふ疑惑を持たれるといふことを私は心配をしております。オノン・ツク

そういうことに関しまして財界、企業の方にもこういう風潮がびまんしていくことは、これは教育が、ここでひとつ文部省はしつかり腹を決め、そしてそういうことを食いとめるのは文部省

しかないんだ、歯どめになるところは文部省しないということでひとつ決意を新たにして、いただけたい、こういうふうに思います。

ので、漢方医学のことを少しお聞きしたいと思ひます。

うのは約一億三千五百萬ある。これは幾つかの宗教に入っているということになります。そして、これらは神祕と奇跡を強調して、そして靈術による病氣の治療というものを特徴としている。

いう法人が大多数である、要するに病気を治しますよということです。これは三浦綾子さんなんかが大阪で何かそういうがんを治すミルク療法とかいうところに入つておられたことも御存じのところですが、事実治つた人もあると聞いているわけです。確かめたわけじゃありません。しかし、これのみならず催眠療法とか超心理療法というのも

あります。

これらと違いまして長い歴史と実証を有するヨーロッパとかあるいは氣功療法、そしていわゆる鍼灸とか漢方というものがその内側にあると思うんです。こういう現象に対しまして、非常に多くの国民が、鍼灸は除了した東洋医学、厚生省が正式認可しているそういう現代の医学、医療というものの、それに対して非常にたくさんの患者が西洋現代医学からそういうところへ流れていくというそ

の原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○説明員(丸山晴男君) お答え申し上げます。ちよつと長くなりますが。

西洋医学の成果が今まで医療の分野に取り入れられてまして、人類が長く苦しんできました各種の伝染病がかなり撲滅をされておりますし、公衆衛生の水準も先生御承知のように大変向上をしているということでございますが、同時に、西洋医学の場合にやもしますと臓器を見て人を見ないといつたような現代の最先端医療の分野では、絶えず反省されるべき問題点があるのではないか。それから、化学物質の薬理作用に比べまして穏やかな安定した効果のある生薬を中心とします漢方という考え方は、全人医療という意味で今後関心を持たれる分野ではないか。特に今後高齢化社会が進行しまして、長い生活習慣とのかわりで老人の慢性疾患が増加していく、こういうことを踏まえた場合に全人医療的なことをやってこれからおられます漢方に対する関心というのは一層高まっていくだろうと。

先生御質問のそいつた傾向があるとすれば、やはり西洋医学の面で、例えば医師が十分患者の話を聞かないとか、あるいは治療に走つて患者の訴えに十分耳を傾けないとか、そういうふうに考へるべき点があるとすればあるんだろうと、いうふうに考へるわけでございます。

○高木健太郎君 そういう未梢と言つては悪いんですけども、そういうことじゃなくて、非常にたくさん的人が漢方とか鍼灸を使わず今の宗教法人がたくさんあつて、そこに大勢の患者が行つて

そこで治してもらつている。それは西洋医学から離れていつてはいるというわけです。だから、何かもつと大きな原因がそこになくなっちゃらない。何かも漢方、鍼灸だけではないわけです。ほかの大勢の人がそういうところへ行つてはいるということなんです。

〔理事林寛子君退席、委員長着席〕

私は現代人がどんな病気をしているのか、どんな病気に悩んでいるのか、どんな病気が今の現代の病院あるいは医療で救われないかということをこれでは物語つてゐるんぢやないか。いわゆる現代医学では救われない、そこへ行くよりか仕方がないということをこれは物語つてゐるんぢやないかと思うんです。だから、現在厚生省がやつてはいるいわゆる疾病対策といいますか、健康保持、医療といふものは全部じゃないんだ、それはごく一部分をやつてはいるんだということをこの際私認識しておか必要がある、もう国民は外に逃げていますよといふことをここで申し上げたかったわけであります。

現代の病の特徴は、西洋医学は病原体といつた病因を特定しないとできない、そういうことが西洋医学の特徴である。ところが、病因が、病気の原因が外からというよりも内からの乱れ、あるいは自己回復力、あるいは自然治癒力、あるいは自己免疫力の低下が原因である、あるいは心身相関の病であるとか、人ととの間の関係が病気の原因であるとか、こういふことは現代の医学だけでは救うことができるのではないかと思ふうわけであります。こういふことは厚生省としても十分考えておきまして、西洋医学が万能ではないんだということに目を向けておかななければいけない。ただ規則でそれは医療でないからとめるとか、そういうことだけではこの問題は片づきませんよということをまず申し上げたかったわけであります。

本日は、話を絞つて漢方だけの問題にしたいと思ひます。現在、漢方を使つておられるお医者さんといふのはどれぐらいおられるでしょうか。あるいは

は、その増加の傾向といふものはどうでしよう。それから大体何%ぐらい、それから漢方に使われている医療費、あるいは漢方の生産高、それほどくらかおわかりでしようか。それだけをお聞きしておきましょ。

○説明員(小林秀資君) お答えいたします。

まず、保険で漢方医療を使つておられる医者さんはどれぐらいいらっしゃるのかということですけれども、まだ厚生省としてはそういう考え方の調査はしたことはございませんので数字は把握いたしておりません。ただ、レセプト請求というのがあります。そこから實際の処方をしている状況を見ればある程度の推測はつくかとは思いますが、それにいたしましても漢方療法を行う先生とおくる必要がある、もう国民は外に逃げていますよといふことをここで申し上げたかったわけであります。

さて、漢方医療費はどの程度あるかといふこともわからぬといふのが現状でございます。なお、医薬品の総生産額のうち漢方がどのぐらいいあるのかといふことでございますが、九百三億三千三百万が漢方製剤の生産額でございまして、全医薬品の総生産額の一・一%に至つております。

○高木健太郎君 おわかりにくいだろうと思うんですが、これは全体を調べるためにいませんので抽出したアンケートで見ますといふと、よく漢方薬を用いる、時々使うという人を加えますといふと大体七五%の医者がそれを使つてはいる。これはどれくらい、標本が正しいかどうかわかりませんが、かなり使つてはいる。全く使用しないといふ人は二五%くらいしかないということでありまして、漢方が非常によく使われてはいるということであります。漢方的な診断はどういうふうにしているかといふと、証ですね。いわゆる証だけであつてはその他の漢方薬が、自分で勉強する人は別ですが、それでも、それは正式には教育課程の中に入つてい

が大体五〇%ぐらいといふことがあります、とにかく証といふものも使って診断をして、そして七五%ぐらいの医師が漢方を使つてはいるといふことがあります。

なぜそれじや漢方を使うのか、その目的と動機なんですね。西洋医学では治療が十分でないという人が四〇%、それから副作用が少ないといふ人が一五%から三〇%である。あといろいろござりますけれども、そういうことでございます。病気の名前なんか挙げると長くなるのであります、高血圧であるとかあるいは肝炎、ぜんそく、あるいは糖尿病といふ皆さん方御存じのようないわゆる年寄りの慢性病に非常によく使われてゐるということでありまして、しかもそれがかなり治療効果があるということであるので使われてゐるのだろうと思ふんです。こういふことから見ますと、漢方といふのは我々、私たちが想像しておるよりも、あるいは厚生省がお考への、あるいは想像しておられるよりも、はるかに広くこれは利用されているものであるということはこの際知つておく必要があろうかと思うんです。

そこでお尋ねいたしますけれども、漢方を請求して支払い基金から払つてもらうわけなんですけれども、漢方を請求するよりも、あるいは厚生省がお考への、あるいは想像しておられるよりも、はるかに広くこれは利用されているものであるということはこの際知つておく必要があろうかと思うんです。

洋医学との併用であるとかといふような理由で返却されるわけなんです。これを私はちょっと不思議に思ひまして、といふのは、時間がきょうはなかなかそうですねけれども、漢方といふのは大学で授業の正式カリキュラムの中には入っていない。いわゆる減点されたり削除されたりして払つてもらえないといふわけです。その理由としてそこでお尋ねいたしますけれども、漢方を請求して支払い基金から払つてもらうわけなんですけれども、漢方を請求するよりも、あるいは厚生省がお考への、あるいは想像しておられるよりも、はるかに広くこれは利用されているものであるということはこの際知つておく必要があろうかと思うんです。

そこでお尋ねいたしますけれども、漢方を請求して支払い基金から払つてもらうわけなんですけれども、漢方を請求するよりも、あるいは厚生省がお考への、あるいは想像しておられるよりも、はるかに広くこれは利用されているものであるということはこの際知つておく必要があろうかと思うんです。

洋医学との併用であるとかといふような理由で返却されるわけなんです。これを私はちょっと不思議に思ひまして、といふのは、時間がきょうはなかなかそうですねけれども、漢方といふのは大学で授業の正式カリキュラムの中には入っていない。いわゆる減点されたり削除されたりして払つてもらえないといふわけです。その理由としてそこでお尋ねいたしますけれども、漢方を請求して支払い基金から払つてもらうわけなんですけれども、漢方を請求するよりも、あるいは厚生省がお考への、あるいは想像しておられるよりも、はるかに広くこれは利用されているものであるということはこの際知つておく必要があろうかと思うんです。

洋医学との併用であるとかといふような理由で返却されるわけなんです。これを私はちょっと不思議に思ひまして、といふのは、時間がきょうはなかなかそうですねけれども、漢方といふのは大学で授業の正式カリキュラムの中には入っていない。いわゆる減点されたり削除されたりして払つてもらえないといふわけです。その理由としてそこでお尋ねいたしますけれども、漢方を請求して支払い基金から払つてもらうわけなんですけれども、漢方を請求するよりも、あるいは厚生省がお考への、あるいは想像しておられるよりも、はるかに広くこれは利用されているものであるということはこの際知つておく必要があろうかと思うんです。

洋医学との併用であるとかといふような理由で返却されるわけなんです。これを私はちょっと不思議に思ひまして、といふのは、時間がきょうはなかなかそうですねけれども、漢方といふのは大学で授業の正式カリキュラムの中には入っていない。いわゆる減点されたり削除されたりして払つてもらえないといふわけです。その理由としてそこでお尋ねいたしますけれども、漢方を請求して支払い基金から払つてもらうわけなんですけれども、漢方を請求するよりも、あるいは厚生省がお考への、あるいは想像しておられるよりも、はるかに広くこれは利用されているものであるということはこの際知つておく必要があろうかと思うんです。

洋医学との併用であるとかといふような理由で返却されるわけなんです。これを私はちょっと不思議に思ひまして、といふのは、時間がきょうはなかなかそうですねけれども、漢方といふのは大学で授業の正式カリキュラムの中には入っていない。いわゆる減点されたり削除されたりして払つてもらえないといふわけです。その理由としてそこでお尋ねいたしますけれども、漢方を請求して支払い基金から払つてもらうわけ nº

そうすると、支払い基金に出したものを審査する、これはお医者さんですけれども、お医者さんの何人が正規にどこかで本当に勉強したかどうか。知らない人がその審査をしているという危険性が私はあると思うんです。それはどんなふうにお考えですか。そういうことをさせていいと。これは悪いとも何とも言えないでしようけれども、私はそういうことがあつてはならないと思うんです。そういう意味で、ぜひこれは文部省も厚生省も、漢方がこれだけ使われているということであるなら、漢方を正規、そして厚生省がこれを保険の基準値として認めている、そういうことであるから、何とかこれを教育面でカバーすべきじゃないか。一番迷惑しているのは私は患者ではないか、こう思うのでこれを申し上げているわけですね。これはお答えはいいです。けれども、そういう不合理があるではありませんかということをひとつ胸にとめておいていただきたいと思います。

漢方の教育のことについて文部省にちょっとお伺いしたいと思います。現在、大体どれぐらいの大学で漢方の教育がされているかということで

す。

それが六%，それから政府や学会が教育の必要性を認めているないというのが九%，それからその次が、教育の時間がありません。それから教官の人材がいない、これがそれぞれ五四%，六一%でこれが一番多いです。どこかでこれをカバーしてやればできるようになるんじゃないか、こう思つんですが、何か文部省としても今まで御検討になつたことはござりますか。

○政府委員(國分正明君) 先般、先生も御案内のことでござりますが、昨年の九月に医学教育の改善に関する協力者会議というものを行いました。そのまとめをいただいたわけでございますが、そのまとめの中でも漢方薬、はり、きゅう等を活用する東洋医学の教育というものが今後要請が高まる分野というふうにわざわざ具体的に指摘しているわけでございます。

したがいまして、今後このまとめを参考にいたしまして、医学部、歯学部あるいは薬学部等において漢方の研究あるいは教育というものが充実することを期待しているわけでございますが、現在の仕組みとしましては、先生もお話をございましたように、私どもが各大学に漢方を教えるとかそういうわけにはいかないわけでございまして、各大学の教育方針でやるということになるわけでございますが、これも御案内のこととございますが、従来、医学部などにおきましては、個々の授業時間の比率、例えば解剖学は九%あるいは生理学は六%というように授業科目の時間比率といふものを作めておつたわけでございますが、もう少し各大学がそれぞれの特色を生かした教育ができるようについてももう少し大まかにいたしまして、例えば基礎医学は二〇%から二五%、臨床医学は四〇%から五〇%というようによく大まかの分野を大まかな比率で示して、あとは各大学がそれぞれ御工夫いたぐく、こういうような仕組みに変えたことを御案内のとおりでございます。

こういうようなことでございますので、各大学がただいま申し上げました一つの最終まとめといふようなものを参考にしていただいて、漢方といふ

○高木健太郎君 最後にになりますけども、今度厚生省の方では何か研究所をおつくりになるそうですね。長寿何ですか、そういう計画があると聞いておりますが、長寿科学研究センターというのをおつくりになる。これは内容は私全然知りませぬけれども、まだ設置場所も決まってない、しかし何かおつくりになるという、それはどうござりますね。そういう計画があるということですか。

○説明員(谷修一君) 長寿科学研究センター、これは仮称、いわゆる仮の名前でございますけれども、こういうものをつくるっていうことですね。専門家を集めた検討会を開催いたしまして、昨年一応そういう基本的な構想がまとめられたという段階でございます。

○高木健太郎君 先ほど申し上げましたように、なぜ東洋医学の教育をしてないのか、こういいますと、その教官の人材がないということがあるんですね。今さら中国の人を呼んできてそれを先生にするというわけにもいかないでしようし、アメリカやあるいはヨーロッパの人を呼んでくるわけにもいかないと思うんですね。そういう意味では、自分自身で、もう物はあるわけですから、そういうものを集めて研究所あたりでそういう人材をつくっていくということも一つ考えられると思うんですね。その点は私は厚生省と文部省とよく話し合って、そういう長寿化の研究センターができるる、そういうところにそういう研修のセンターもつくつていただく、こういうふうにすればある程度片づくのではないか、ある程度要求に応じられるのではないか。

それから、教育の時間が長いということなんですが、これには医学がどんどん進んでいきますと、我々のときも四年間ですね。今もやっぱり教養部が二年で、あと四年間なんですねけれども、教養部の方に食い込んだり、いろいろなことをし

ていて教養部とよつちゅうトラブルがあるわけなんですね。ところがレントゲン、いわゆる放射線医学というのは猛烈に大きくなつたわけです。それが昔の四年間なんですね。だからどこかにしわ寄せがいつてもう入り切らない。入り切らないのがわかつたら、いつそこで五年とか六年とか医学の課程を少し延ばすことを考えないと、どこもかも中途半端になつちやうというようなことも起り得ると私は思うんですね。もう解剖は形態学なんか要らぬからというと解剖の教授はかんかんになるわけですから、しかしそういうことでは、時間が足りないということで要求があれば、私は何とかして引き延ばすことを考えなきやもう梓にはまつてこないんじゃないかなと思つております。ほかの国の大あれも考えてひとつこの点は十分検討をしていただきたいと思います。

時間が来ましたので、あといわゆる卒後研修とか誠灸のお話を聞く予定でございましたが、時間がなくなりましたのでこれでやめておきたいと思います。

（休憩後開会に至らなかつた）

十一月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育職員免許法等の一部を改正する法律案
(第一百二回国会提出、衆議院継続審査)

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

教育職員免許法等の一部を改正する法律
(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第三条第二項に次のたゞ書を加える。

ただし、次条第五項各号及び同条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項並びに教科に関する事項で文部省令で定めるもの教授又は実習について特に必要があると認めるときは、非常勤の講師に限り、第五条第六項で定める授与権者の許可を受けて、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

第四条第一項中「普通免許状」の下に「特別免許状」を加える。

第四条第二項から第四項までを次のように改める。

第四条第一項中「普通免許状」の下に「特別免許状」とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第五条第三項中「高等学校助教論免許状」を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第五条第三項中「高等学校助教論臨時免許状」に改め、同項を同条第二項の次に次の二項を加える。

第六条第一項中「普通免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等

学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

第七条第一項中「免許状」を「普通免許状及び臨時免許状」に改め、同条に次の二項を加える。

第八条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第九条第一項中「免許状」を「普通免許状及び臨時免許状」に改め、同条に次の二項を加える。

第十条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十一条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十二条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十三条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十四条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十五条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

7 直学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、第十七条第一項の規定により、免許状の種類をその別により定めることとされた文部省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

第六項で定める授与権者の許可を受けて、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

第七条第一項を次のように改める。

第七条第一項中「教育職員検定」に該当する者は、授与しない。

第八条第一項中「高等学校助教論免許状」を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第九条第一項中「高等学校助教論臨時免許状」に改め、同項を同条第二項の次に次の二項を加える。

第十条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等

学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

第十一条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十二条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十三条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十四条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十五条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十六条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十七条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十八条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第十九条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第二十条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第二十一条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第二十二条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第二十三条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

第二十四条第一項中「免許状」を「普通免許状及び養護教諭の免許状」とする。

育委員会規則で定める期間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

第二章中第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 教育職員で、その有する相当の免許状(講師の相当免許状)が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるよう努めなければならない。

第十六条の三の見出しを削り、同条第一項中「高等学校教諭免許状」を「高等学校助教論免許状」とし、同条第二項を次のように改め、同条を第十六条の四とする。

2 前項の免許状は、一種免許状とする。

第十六条の二の次に次の二条を加える。

（中学校等の教員の特例）

第十六条の三 中学校教諭又は高等学校教諭の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一 学士の称号を有する者又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認められた者

二 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者

三 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行ふのに必要な熟練と識見を持つてゐる者

四 第六項で定める授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部省令で定める者の意見を聽かなければならぬ。

第五条に次の二条を加える。

1 免許状は、都道府県の教育委員会(以下「授与権者」という。)が授与する。

第六条第二項中「前条第三項及び」を「前条第二項及び第五項並びに」に改める。

第九条の見出しを「効力等」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 特別免許状は、その免許状を授与したときから三年以上十年以内において都道府県の教

第十七条の二 前条第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条规定する特殊学級において養護訓練の教授を担任する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項本文並びに第

所要資格				第一欄
受けようとする免許状の種類				第二欄
基礎資格				第三欄
種商習家庭高等免船等学校免許実習状況を担任する水産業実習、任職する教諭の又は美	八 九年以上有する実習に関する事項。第一欄に掲げる実地の経験があることを。	口 一欄に掲げる専門学校に於ける実習について、第一欄に掲げる実習に係る事項と同様であることを認められる大臣が資格を有する。	イ 大学に二年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学部を修めることと、六十二単位(内二十単位)を修得することと異なることとを有する。	イ 第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学部を修めることと、六十二単位(内二十単位)を修得することと異なることとを有する。
三	六	三	三	数 第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校高等専門学校及び養護学校(盲学校)等の職務を含むことと、必要に応じて勤務する職員としての教員の資格を証明する旨の年数を有する実地の経験があることを。
一〇	一〇	一〇	一〇	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において最短で修得することを必要とする最低単位数。

附則第八項中「第九條第二項」を「第九條第三項」に改める。
附則第九項中「第五條第三項本文」を「第五條第五項本文」に改める。

附則第五項中「基く」を「基づく」に、「九十七条」を「第九十七条」に、「第三項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

附則第三項中「第二項」を「第二項本文」に改める。
附則第四項中「第一項」を「第一項本文」に改める。

四条第二項及び第三項の規定にかかるらず、前条第一項に規定するいづれかの学校において養護訓練の教授を担任するため必要な同項の普通免許状又は第四条第七項の特別免許状を有する者であれば足りる。

第二十一条中「三万円」を「二十万円」に改め、同一条第一号中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同一条第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第二十二条中「一万円」を「十万円」改める。

一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第二備考第四号の規定は、この表の場合について準用する。

二 第三欄に掲げる「高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一部省令で定めるものに限る。」をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部省令で定める。

三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、二の項中「九年以上」とあるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

別表第一（第五条関係）

		所要資格		基礎資格		第三欄	
第一欄						第二欄	
免許状の種類							
専修免許状	修士の学位を有すること。						
一種免許状	学士の称号を有すること。						
二種免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。						
中学校教諭							
専修免許状	修士の学位を有すること。						
一種免許状	学士の称号を有すること。						
二種免許状	大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。						
高等学校教諭							
専修免許状	修士の学位を有すること。						
一種免許状	学士の称号を有すること。						
幼稚園教諭							
専修免許状	修士の学位を有すること。						
一種免許状	学士の称号を有すること。						
二種免許状	修士の学位を有すること。						
二種免許状	修士の学位を有すること。						
備考	一 この表における単位の修得方法については、文部省令で定める(別表第一から別表第七までの場合においても同様とする。)。						
	以上大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。						
	八	一六	三五	二四	一三	四七	一二三
	一一三						

め。

附則第十三項中「工業の教科について高等學校教諭免許状」を「高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状」に、「専門科目」を「もの」に改める。

附則第十四項中「第十六条の三第一項の免許状」を「第十六条の四第一項の一種免許状又は第十六条の四第一項に規定する文部省令で定める教科の領域の一部に係る事項についての特別免許状」に、「第一項」を「第二項本文」に改める。

附則第十五項中「養護教諭二級普通免許状又は保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状」を「養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状」に改める。

附則第十七項中「別表第三備考第三号の二」を「別表第三備考第二号」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

二 第二欄の「修士の学位を有すること」とは、大学(短期大学を除く)第六号及び第七号において同じ。)の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする。)。

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第一欄及び第三欄の「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、一般教育科目及び保健体育科目につき特に必要なものとして文部省令で定める科目的単位を大学又は文部大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二の場合においても同様とする。)。

五 第三欄に定める専門教育科目的単位は、文部大臣が、第十六条の三第一項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの又は免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関するものとして適当であると認めるものでなければならない(別表第二の場合においても同様とする。)。

六 前号の認定課程には、第三欄に定める専門教育科目的単位のうち、教職に関するもの又は特殊教育に関するものの単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める専門教育科目的単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める専門教育科目的各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

八 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関するものの欄に定める単位数(専修免許状に係る単位数については、前号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関するものについて修得することができること。

別表第二(第五条関係)

第一欄		第二欄		第三欄	
基 础 資 格		免許状の種類		の養護に関するもの	
大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする専門教育科目的最低単位数	教職に関するもの 養護又は教職に 関するもの				

小学校教諭		所要資格 受けようと する免許状の種類	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
専修免許状	一種免許状		二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状
一五	四五	有することを必要とする第一欄に掲げる教員の免許状の同第助教職の年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の講師（これらに相当する各免許状を取得した後、第一欄に定める各免許状を取得した後、大学におきて修得することを必要とする最低単位数）	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学におきて修得することを必要とする最低単位数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学におきて修得することを必要とする最低単位数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学におきて修得することを必要とする最低単位数
五	三	有することを必要とする第一欄に掲げる教員の免許状の同第助教職の年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の講師（これらに相当する各免許状を取得した後、第一欄に定める各免許状を取得した後、大学におきて修得することを必要とする最低単位数）	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学におきて修得することを必要とする最低単位数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学におきて修得することを必要とする最低単位数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学におきて修得することを必要とする最低単位数
二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状
専修免許状	一種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状

別表第三（第六条関係）

教養		専修免許状
一種免許状	二種免許状	イ 学士の称号を有すること。
	ハ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受け、文部大臣の指定すること。	四〇
	イ 大学院又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること。	一六
	ハ 保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定により該当すること。	二四
	イ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受けていること。	一〇
	ハ 保健婦助産婦看護婦法第五十一条第一項の規定により免許を受けていること。	八
	二二	四〇
	三〇	一一

備考

一 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教諭に関するものの単位は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

二 この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

別表第四（第六条関係）

備考	高等学校教諭	第一欄		第二欄		第三欄	
		所要資格	受けようとする他の教科についての免許状の種類	専修免許状	有することを必要とする第一欄に掲げる教員の一以上の教科についての免許状の種類	大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数	教科に関するもの
	中学校教諭	専修免許状	専修免許状	専修免許状	四〇	三	二四
	一 種 免 許 状	専修免許状又は一種免許状	専修免許状又は一種免許状	四〇	三		
	二 種 免 許 状	専修免許状、一種免許状又は二種免許状	専修免許状、一種免許状又は二種免許状	二〇	三		
	三 種 免 許 状	専修免許状又は一種免許状	専修免許状又は一種免許状	四〇	三	二四	

- 一 学力の検定は、第三欄によるものとする。
- 二 この表の規定により他の教科についての専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科についての一種免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項第三欄に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項第三欄に定める単位数を差し引くものとする。
- 三 第十六条の四第一項の一種免許状を有する者が高等学校教諭の同項の文部省令で定める事項に係る教科についての一種免許状の授与を受けようとする場合には、当該教科を他の教科とみなし、同項の免許状を一以上の教科についての一種免許状とみなして、この表の高等学校教諭の一種免許状の項の規定を適用する。この場合においては、同項第三欄に定める単位数から文部省令で定める単位数を差し引くものとする。

いう。）から起算して三年の間ににおいて、当該者の意見を聽いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第九号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。

八 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定された大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるよう努めなければならない。

九 第七号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第五号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

別表第五（第六条関係）

所要資格	第一欄	第二欄		第三欄		最低単位数
		基礎	資格	基礎	資格	
受けようとする免許状の種類						
中学校において職業実習を担任する教諭						
専修免許状	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得した後、三年以上中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。
一種免許状	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得した後、三年以上高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。
備考	一 実務の検定は第二欄により、学力の検定は第三欄によるものとする。 二 第二欄の「当該実習を担任する教員」には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。 三 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第一欄に定める最低在職年数	一〇	一五	一〇	一五	第一欄に定める最低在職年数

		第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
		所要資格		受けようとする免許状の種類		論教養		備考	
専修免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状	論教養	有することを必要とする養護教諭又は養護助教諭の免許状の種類			
二種免許状	臨時免許状	二種免許状	二種免許状	三	論教諭として養護教諭又は養護助教諭の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、養護教諭又は養護助教諭としての実務証明責任者の証明書を有する最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学又は文部大臣の指定期間内に修得する最低単位数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学又は文部大臣の指定期間内に修得する最低単位数	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学又は文部大臣の指定期間内に修得する最低単位数
				六			三	一五	二〇
								三〇	

備考

一 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、別表第一の二種免許状の口の項の規定により授与された二種免許状を有するときは、一種免許状の項第二欄中「三」とあるのは「一」と、同項第四欄中「一〇」とあるのは「一〇」と読み替えるものとする。

二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「一〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。

三 第二欄の臨時免許状を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部省令で定める者を含むものとし、その者についての二種免許状の項第三欄及び第四欄の規定の適用については、当該文部省令で定める者となつたことをもつて臨時免許状の取得とみなす。

四 第三欄の「養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。

別表第六（第六条関係）

を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第三欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。

四 この表の規定により専修免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める勤務の年数が三年以上あるときは、三単位にその超える年数を乗じて得た単位数（第三欄に定める最低単位数から六単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における三年を超える勤務の年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。

五 この表の規定により中学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校）を卒業した者であるときは、中学校において職業実習を担任する教諭の二種免許状への項第三欄中「一〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

別表第七（第六条関係）

所要資格		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
二種免許状	盲学校教諭又は養護学校教諭	盲学校教諭の一種免許状	盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状	盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状	盲学校教諭の一種免許状
二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状	盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状	盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状	盲学校教諭の一種免許状
三	三	三	三	三	一五
六					

(教育職員免許法施行法の一部改正)
第二条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年)

第二条第一項の表第一号中「教員の二級普通免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第二号から第五号までの下欄中「教員」を「助教諭」に改め、同表第六号中「二級普通免許状」を「二種免許状」に改め、同表第七号中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状並びに小学校の教員」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状並びに小学校助教諭」に改め、同表第八号中「中学校及び高等学校の教員の一級普通免許状並びに小学校の教員」を「中学校教諭の一種免許状及び高等学校教諭の二種免許状並びに小学校助教諭」に改める。

免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第二号及び第三号中「中学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の一級免許状」に、「高等学校の教員の二級普通免許状」を「高等学校教諭の一級免許状」に改め、同表第四号中「小学校的教員」を「小学校助教諭」に、「及び高等学校的教員の二級普通免許状」を「教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一種免許状」に改め、同表第五号中「小学校的教員の二級普通免許状並びに中学校及び高等学校的教員の一級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状、中学校教諭の一種免許状及び高等学校教諭の専修免許状」に改め、同表第六号中「教員」を「助教諭」に改め、同表第七号中、「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「及び中学校の教諭の二種免許状並びに高等学校的教諭の一級免許状」に改め、同表第七号の二中「中学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に改め、同表第七号の三及び第七号の四中「教員の二級普通免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第八号中

第三号中「るう学校の教員」を「學校の助教諭」に改め、同表第二十四号中「幼稚園の教員」を「幼稚園助教諭」に改め、同表第二十四号中「幼稚園の教員」を「幼稚園教諭の二種免許状及び小学校助教諭」に改め、同表第二十四号の二の下欄中「幼稚園の教員」を「幼稚園助教諭」に改め、「幼稚園の教員」を「幼稚園教諭の二種免許状」に改める。
第三条中「るう学校」を「學校」に改める。
(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 教育職員免許法の一部を改正する法律
(昭和二十九年法律第百五十八号) の一部を次のように改正する。
附則第七項中「高等学校助教諭免許状」を「高等学校助教諭の臨時免許状」に、「第五条第三項免許状」に、「の二級普通免許状」を「の一種免許状」に改める。
附則第八項中「高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に、「高等學校助教諭免許狀」を「高等學校助教諭の臨時免許狀」に、「第五条第五項たゞし書」に改める。
附則第十項中「二級普通免許状」を「二種免許状」に改める。
附則第十一項中「二級普通免許状」を「二種免許状」に、「教員」を「助教諭」に改める。
附則第十二項中「小学校教諭二級普通免許状」を「小學校教諭の二種免許狀」に、「小学校助教諭免許狀」を「小學校助教諭の臨時免許狀」に、「幼稚園教諭二級普通免許狀」を「幼稚園教諭の二種免許狀」に、「幼稚園助教諭免許狀」を「幼稚園助教諭の臨時免許狀」に改める。
附則第十三項中「小学校教諭二級普通免許狀」を「小學校教諭の二種免許狀」に、「小学校助教諭免許狀」を「小學校助教諭の臨時免許狀」に改める。

附則第十五項中「中学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状」を「中学校教諭の一種免許状又は二種免許状」に、「中学校助教諭免許状」を「中学校助教諭の臨時免許状」に、「専門科目」を「専門教育科目」に改める。

のようにより改正する。

附則第六項中「技術の教科についての中学校
教諭二級普通免許状」を「中学校教諭の技術の
教科についての二種免許状」に改める。
(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部
改正)

第五条 教育職員免許法の一部を改正する法律
(昭和三十九年法律第二百三十七号) の一部を次
のように改正する。

附則第二項中「第十六条の三第一項」を「第
十六条の四第一項」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行
する。

この法律の施行の際現に第一条の規定による

う。）、第二条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（以下「旧施行法」という。）、第三条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律若しくは第四条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律の規定により授与され、又は旧施行法の規定により交付を受けている次の表の上欄に掲げる教員の種類ごとの同欄に掲げる免許状（以下「旧免許状」という。）は、それぞれこれに対応する教員の種類ごとの同表の下欄に掲げる第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）の規定による免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。

		日	免	許	状	
備考	中学校教諭及び高等学校教諭の免許状については、それぞれ教科に応ずるものとする。	小学校教諭、中学校教諭、盲学校教諭、 ^聾 学校教諭、養護学校教諭、幼稚園教諭及び養護教諭	一級普通免許状	二級普通免許状	一種免許状	新免許状
高等学校教諭		二級普通免許状	一級普通免許状	二種免許状	一種免許状	

教科の領域の一部に係る事項で旧法第十六条の三第一項の文部省令で定めるものに係る高等学校教諭免許状（以下この項において「高等学校教諭免許状」という。）は、新法第十六条の四第一項の高等学校教諭の一種免許状（以下この項において「一種免許状」という。）とみなし、高等学校教諭免許状を有する者は、この法律の施行の日において、一種免許状の授与を受けたものとみなす。

旧別表第一又は別表第二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものに対する新別表第一又は別表第二の規定の適用については、当該所要資格を得た者は、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

第二条の規定による改正後の教育職員免許法施行法(以下「新施行法」という。)第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。以下この項において

同じ。)の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は前項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者で、昭和六十五年四月一日前に大学院(大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は文部大臣の指定するに相当する課程を含む。)に在学し、昭和六十八年三月三十日までに修士の学位を得たもの(大学の専攻科又は文部大臣の指定するに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得した者を含む。)は、新法別表第一又は別表第二に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

6 新施行法第一条若しくは第二条の規定若しくは第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定により一種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により一種免許状に係る所要資格を受けたものとみなされる者又は附則第二項の規定により新免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により、それぞれの専修免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第二項の規定により一種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表第二の規定により、それぞれの専修免許状に係る所要資格を受けたものとみなされる者又は附則第二項の規定により新免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者で、昭和六十五年四月一日前に大学院(大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は文部大臣の指定するに相当する課程を含む。)に在学し、昭和六十八年三月三十日までに修士の学位を得たもの(大学の専攻科又は文部大臣の指定するに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修得した者を含む。)は、新法別表第一又は別表第二に規定する専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

7 新施行法第一条若しくは第二条の規定、第三条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定若しくは第四条の規定による改正後の教育職員免許法等の一部を改正する法律附則第六項の規定により二種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により二種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項の規定により二種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表

第二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一種免許状に係る専門教育科目の欄に定める単位数のうち二種免許状に係る専門教育科目の欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

8 この法律の施行の際現に教育職員である者についての新法別表第一盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の称号を有することを要しない。

9 附則第二項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、新法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七(以下この項及び次項において「新法別表」という。)の規定により、それぞれ新法別表の第一欄に掲げる免許状の授与を受けようとするときは、新法別表の規定による最低在職年数若しくは勤務の年数又は最低単位数の算定については、新免許状に対応する旧免許状の授与又は交付を受けた後、旧法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七(以下この項において「旧法別表」という。)の第一欄に掲げる学校の教員として在職した年数をそれぞれ新法別表の第一欄に掲げる学校の教員として在職した年数に通算し、及び、旧法別表の規定により修得した単位数(高等学校教諭以外の教諭の一級普通免許状及び養護教諭の一般普通免許状については、これらの旧免許状に係る所要資格を得た後、大学において修得した単位を含む。)をそれぞれ新法別表の規定により修得した単位数に合算することができる。

10 附則第二項の規定により小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けたものとみなされる者に対する新法別表の規定の適用については、昭和六十九年三月三十日までにこれらの新免許状に対応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格につき旧法別表第三備考第六号に規定する要件を満たした者は、それぞれ新法別表の

第一欄に掲げる免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

11 この法律の施行の際現に教育職員である者については、新法別表第三備考第七号から第九号までの規定は、適用しない。

12 附則第二項の規定により中学校教諭の一種免許状若しくは二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状若しくは一種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第三項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けたものとみなされる者に対する新法別表第四の規定の適用については、昭和六九年三月三十日までにこれらの新免許状と同等の他の教科についての免許状に對応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格を得た者は、それぞれ当該他の教科についての免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和六十三年十一月十七日印刷

昭和六十三年十一月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局